３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：２０１８（平成３０）年４月】

(1)　特徴

ア　養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

年度	虐待通告受理件数（対象世帯数）	種別内訳（件数）				一時保護児童数	施設入所児童数	家庭児童相談件数（対象世帯数）
		身体的	性的	心理的	ネグレクト			
H28	241 件（101 世帯）	145 件	0 件	68 件	28 件	27 人	3 人	439 件（228 世帯）
H29	216 件（98 世帯）	97 件	0 件	89 件	30 件	20 人	6 人	517 件（265 世帯）
H30	214 件（108 世帯）	80 件	0 件	108 件	26 件	19 人	3 人	639 件（315 世帯）

イ　児童虐待対応として工夫している事項　〔マニュアル P.12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①　実情の把握

児童虐待の通告があった際には、児童の所属に安否確認を依頼する。市立小中学校に在籍する児童は、教育委員会青少年育成課を介し、各学校へ依頼し、その他の機関に所属している場合は、その機関に直接依頼し、安否確認を行っている。

また、生活保護世帯については、社会福祉課と、障害サービスを利用している世帯は、障害福祉課あるいは東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）との連携を図っている。

所属がない児童については、児童手当・乳幼児等医療費や健診等の情報管理を担うシステム等により情報を共有するとともに、母子保健係の職員に健診時等の聴き取りを行って、情報を収集している。

また、家庭相談員が、必要に応じて、保健師とともに家庭訪問を実施し、安否確認や家庭の養育状況を聴き取りしている。

②　相談対応

要支援児童、要保護児童及びその家庭、特定妊婦等の家庭を訪問する際や面談を行う際に、家庭相談員と保健師や母子保健コーディネーターが組む、または家庭相談員と心理相談員が組んで対応することにより、初期段階から重層的な支援体制を築くことができ、また、心理相談員による個別面談が必要なケースについては、円滑な引き継ぎがなされている。

③　総合調整

家庭相談員が中心となり、児童が所属する保育所・小中学校と緊密に連携し、情報共有を図っている。また、児童に関係する機関が集まり、個別ケース会議を開催し、関係機関が共通認識を持ち、具体的な援助方針と役割分担を決定している。

③　調査、支援及び指導等

受理会議には、子育て支援係・母子保健係の両係の職員が出席して情報共有を行う。その際に

は、「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」を活用しながら、今後の支援方針等について、協議を行う。

⑤　他関係機関との連携

年度当初に行われる私立保育園園長会及び公立保育所所長会に出席、また、民生委員児童委員協議会の会議に出席し、通告・相談の流れについて周知を図っている。

加えて、保育所、幼稚園、民生委員児童委員の地区協議会等の求めに応じ、児童虐待をテーマとした出前講座を開催し、本市の児童虐待の現状等について周知を図っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携　〔マニュアル P.6～7 参照〕

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
ア　平成２９年度までは、月曜ミーティング（週１回、毎週月曜日 10:30～12:00）に子育て支援係の担当職員及び家庭相談員のみが参加していた。 イ　相談対応については、子育て支援係と母子保健係が同じ世帯に対し、別々に対応することもあった。	⇒	ア　平成３０年度から月曜ミーティングに保健師、母子保健コーディネーター、心理相談員が参加するようになり、児童虐待に関する情報、要支援児童、要保護児童及びその家庭、特定妊婦に関する現在進行中の情報を共有している。また、対応に苦慮するケースについては、それぞれの専門知識やこれまでの経験に基づき、新たな対応方法等を検討できるようになった。 イ　要支援児童、要保護児童及びその家庭、特定妊婦等の家庭を訪問する際や面談を行う際に、家庭相談員と保健師や母子保健コーディネーターが組む、または家庭相談員と心理相談員が組んで対応することにより、初期段階から重層的な支援体制を築くことができ、また、心理相談員による個別面談が必要なケースについては、円滑な引き継ぎがなされている。

②児童相談所との連携　　〔マニュアル P.9 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
年４回（６・９・12・３月）の東広島市要保護児童対策地域協議会の実務者会議を中心に情報共有を図っている。	⇒	実務者会議の開催月以外の月は、児童相談所の担当者と市の虐待対応専門員の月例ミーティングを開催し、児童相談所や市が対応した個別ケースの進捗について、情報共有を図っている。

③要保護児童対策地域協議会の活用　　〔マニュアル P.8 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
（開設前後で大きな変化はない）	⇒	東広島市要保護児童対策地域協議会の実務者会議には、次の機関が出席しており、個別ケースへの関わりについて、各機関から報告を行っている。 ・　広島県西部こども家庭センター（児童虐待対応課及び相談援助課） ・　広島県東広島警察署（生活安全課） ・　広島県西部東保健所（保健課） ・　東広島市教育委員会青少年育成課 ・　東広島市社会福祉課 ・　東広島市障害福祉課 ・　東広島市保育課 ・　東広島市こども家庭課

④人員配置　　〔マニュアル P.4、25～27 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
（開設前後で大きな変化はない）	⇒	子ども家庭支援員：６名（内非常勤３名） 心理担当支援員：３名（内非常勤３名） 虐待対応専門員：８名（内非常勤５名）

(3)　相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕

206 相談室（すくすくルーム）※他にも長机を設置している相談室がこども家庭課付近に複数ある。

親子交流スペース（キッズスペース）

事務室（子育て支援係側）

事務室（母子保健係側）

４．拠点設置の効果及びメリット

平成２０年度までは、児童福祉課（子育て支援係）と保健センター（母子保健係）と別の所属であり、執務室も離れた場所にあったが、平成２１年度の組織機構改革により、両係が一体化し、「こども家庭課」となったことから、児童福祉部門と母子保健部門の職員が連携しやすい体制が整っていた。

こども家庭総合支援拠点の設置にあたり、平成３０年度から心理担当支援員（非常勤職員の心理相談員）及び虐待対応専門員（非常勤職員の家庭相談員）を１名ずつ増員し、また、常勤職員についても、虐待対応専門員を平成３０年度から、子ども家庭支援員を平成３１年度から１名ずつ増員し、拠点運営に必要な人員を整えることができた。

また、拠点設置により、相互の業務内容への理解を深め、児童虐待ケースに限らず、多種多様な課題を抱える児童やその家庭の支援という視点を持って、課題解決に向け、協力しあえる体制ができたことがメリットしてあげられる。

香川県

第１：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

１．経過（平成 29 年度～令和 2 年 3 月まで）

開催日：平成 29 年 6 月 7 日

「平成 29 年度市町児童家庭相談・母子保健担当者説明会及び情報交換会」

子ども家庭総合支援拠点をはじめ、児童福祉法改正、子育て世代包括支援センター等について、市町向けの説明会を実施。

２．県の取組（有効であったと考えているところ）

市町から県に対して拠点設置のための要件等について質問があった際には、スタートアップマニュアル等を参考に、助言を行っている。

また、子ども家庭総合支援拠点の役割等について、要保護児童対策調整機関調整担当者研修の中で説明する機会を作るなど、周知に努めている。

３．県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成 29 年 4 月現在【０自治体】

平成 30 年 4 月現在【３自治体：高松市、丸亀市、善通寺市】

平成 31 年 4 月現在【４自治体：高松市、丸亀市、善通寺市、さぬき市】

４．県としてのコメント

今後も拠点の設置促進のため、国の設置基準や財政支援策、設置に向けたアドバイザー派遣事業等の情報を各市町に提供するとともに、助言等、必要に応じた支援を行う。

第２：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

１．高松市

【過去】	【現在】	【未来】
開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）
中規模型に設置が必要な、心理担当支援員の活用方法について。（設置要綱中の、心理担当支援員の役割が不透明）	本市では、心理担当支援員の業務の中に、子どもの理解のため、発達・心理状況を把握する必要があると判断し、香川県児童相談所内の地域連携支援室の指導助言を受けながら、スキルアップに努めている。	対応できる子どもの数を増やしていき、地域の中で、子どもの発達や特徴への理解につなげる支援をしていきたい。
当課及び児童相談所ともに、児童虐待の相談対応件数が増加する中で、役割分担や良好な信頼関係の構築について。	平成 29 年度より、県の地域連携支援室と連携しながら、香川県からの中・軽度の事案送致を順次受入れしている。また以前から行っている、児相との人事交流も継続し、本市の職員の児童虐待における対応のスキルアップにつなげている。	本市でも、児童虐待における、職員のスキルアップや、地域の資源を整理、ネットワークの構築を進めながら、組織としての対応力を向上させたい。

２．丸亀市

【過去】	【現在】	【未来】
開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）
支援拠点に関する業務の一部を NPO 法人に委託しており、子育てに関する総合的な相談や専門相談を行う機関としての役割、要保護児童対策地域協議会の事務局としての役割を担う機関が別となっている。そのため、支援拠点内での連携、さらに子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携のあり方について課題があった。	それぞれの機関で把握している情報を、要対協等を活用しながら共有することで、対象者の把握、対応の検討を行っている。 連絡協議会を開催することで、各関係機関の動向、連携のあり方について協議している。 警察とさらなる連携強化を図るために、協定を締結した。	多岐にわたる関係機関との連携が必要とされているケースが増えており、要対協、支援拠点、包括支援センターとの連携をより強化していくため、定期的に事例検討会等を通じてさらなる情報共有、連携強化を図っていく。

３．善通寺市

【過去】	【現在】	【未来】
開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）
・職員体制（連携不足）	・他職種間の情報共有、情報連携	・庁内福祉部門との連携 ・地域との連携強化 ・管外関係機関との情報共有

４．さぬき市

【過去】	【現在】	【未来】
開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）
・正規職員の配置が１名であり、臨時職員に時間外勤務が多くなっていた。	・正規職員を２名に増員をして、業務の負担を軽減している。 ・時間外勤務は正規職員が可能な限りになることにしている。	・正規職員と臨時職員での業務を整理し、拠点としての動きができるように組織化していく。
・業務の内容に問わず正規職員と臨時職員とで一緒に動いていた。	・それぞれの専門領域別に相談内容を分けて担当をするようにしている。	・専門性が活かされるような体制にしていく。

第３：紹介自治体の詳細（高松市、丸亀市、善通寺市、さぬき市）

高松市

１．自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

②面積：　　375.17 ㎢

③人口：　　（Ｈ３１年４月現在）425,949 人

④児童数：　　（Ｈ３１年４月現在）69,499 人

⑤類型（小規模等）：　　中規模型

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

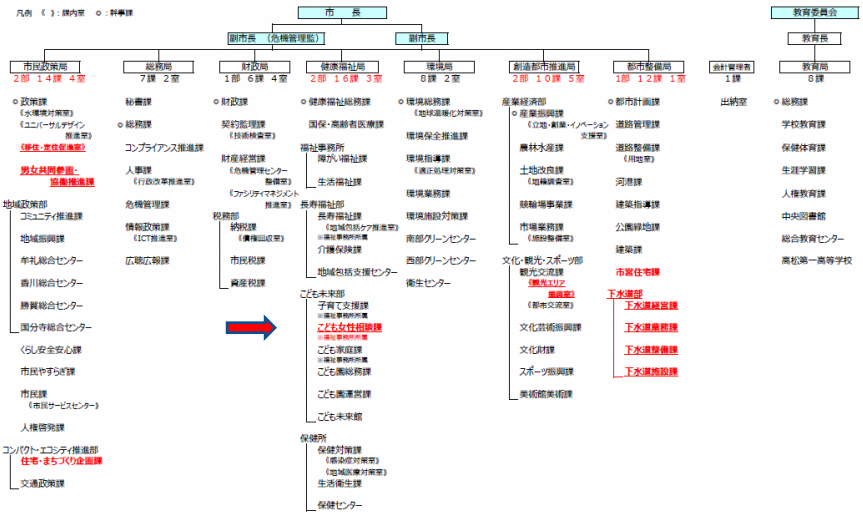

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：平成３０年４月】

(1)　特徴

ア　養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

	H30	H29	H28
進行管理台帳記載人数	628	452	369
うち児童虐待	301	200	155
うち養護ケース	123	125	123
うちその他	204	127	91

イ　児童虐待対応として工夫している事項　〔マニュアル P. 12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

① 個別ケース検討会の弾力的な活用
② 児相や子育て世代包括支援センターとの連携
③ 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会の開催
④ これまでの相談履歴等の蓄積、児童相談所の地域連携支援室からの指導助言
⑤ 個別ケース検討会の弾力的な活用

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携　〔マニュアル P. 6～7 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
○妊婦時や乳幼児全戸訪問事業、各種健診等で把握した支援の必要な家庭については、当課が担当している養育支援訪問事業につなげる （毎月、養育支援訪問事業受理会を開催） ○毎月、個別ケースの進捗状況を報告する情報交換会に参加	⇒	○妊婦時や乳幼児全戸訪問事業、各種健診等で把握した支援の必要な家庭については、当課が担当している養育支援訪問事業につなげる （毎月、養育支援訪問事業受理会を開催） ○毎月、個別ケースの進捗状況を報告する情報交換会に参加

②児童相談所との連携　　〔マニュアル P. 9 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
○児童相談所への当課職員の派遣 ○3 か月に 1 回の進行管理登録児童の進捗状況の確認及び児童相談所のケースの共有	⇒	○事案送致等により、役割分担の実施 ○児童相談所への当課職員の派遣 ○3 か月に 1 回の進行管理登録児童の進捗状況の確認及び児童相談所のケースの共有

③要保護児童対策地域協議会の活用　　〔マニュアル P. 8 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
○毎月 1 回定例で要保護児童対策地域協議会実務者会議（児童の所属のある行政機関が中心）を開催し、ケースの進行管理や関係機関での情報共有を行う ○実務者会議での研修会（年 1 回） ○困難事例等の対応に向けた意見交換	⇒	○毎月 1 回定例で要保護児童対策地域協議会実務者会議（児童の所属のある行政機関が中心）を開催し、ケースの進行管理や関係機関での情報共有を行う ○実務者会議での研修会（年 1 回） ○虐待通告の本市の傾向の要因を分析し、今後の取組みについて検討

④人員配置　　〔マニュアル P. 4、25～27 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
子ども家庭支援員：６名（内非常勤３名） 心理担当支援員：　１名（内非常勤０名） 虐待対応専門員：　３名（内非常勤１名） その他事務職員等：３名（内非常勤２名）	⇒	子ども家庭支援員：６名（内非常勤４名） 心理担当支援員：　１名（内非常勤０名） 虐待対応専門員：　３名（内非常勤１名） その他事務職員等：３名（内非常勤２名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕

４．拠点設置の効果及びメリット

〇心理職職員の採用に伴う保護者及び児童への心理的側面からのケアが可能

〇財政的な面（設置前よりも補助対象が広がった）

丸亀市

１．自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

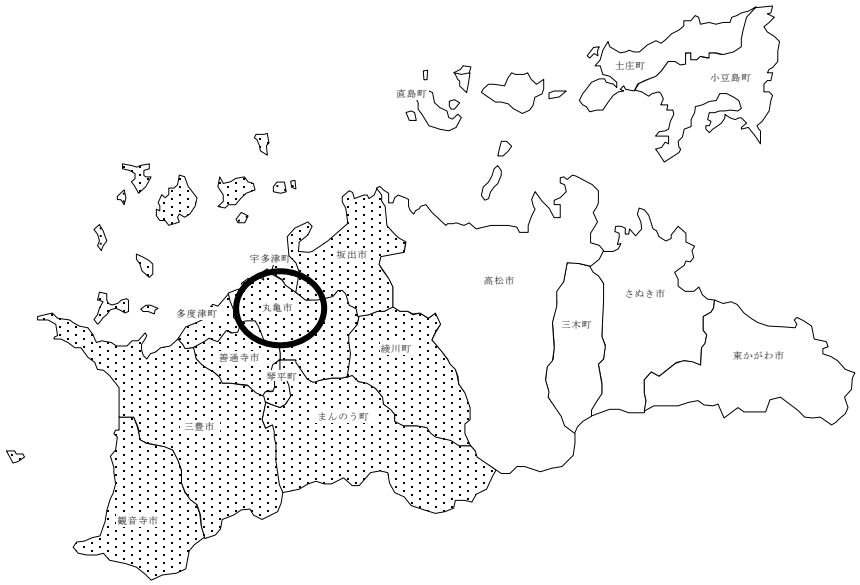

②面積：111.83k ㎡ うち島しょ部は約 23 k ㎡

③人口：112,833　　（　H31 年 4 月 1 日現在　）

④ 児童数：20,084　　（　H31 年 4 月 1 日現在　）

⑤類型（小規模等）：C 型

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

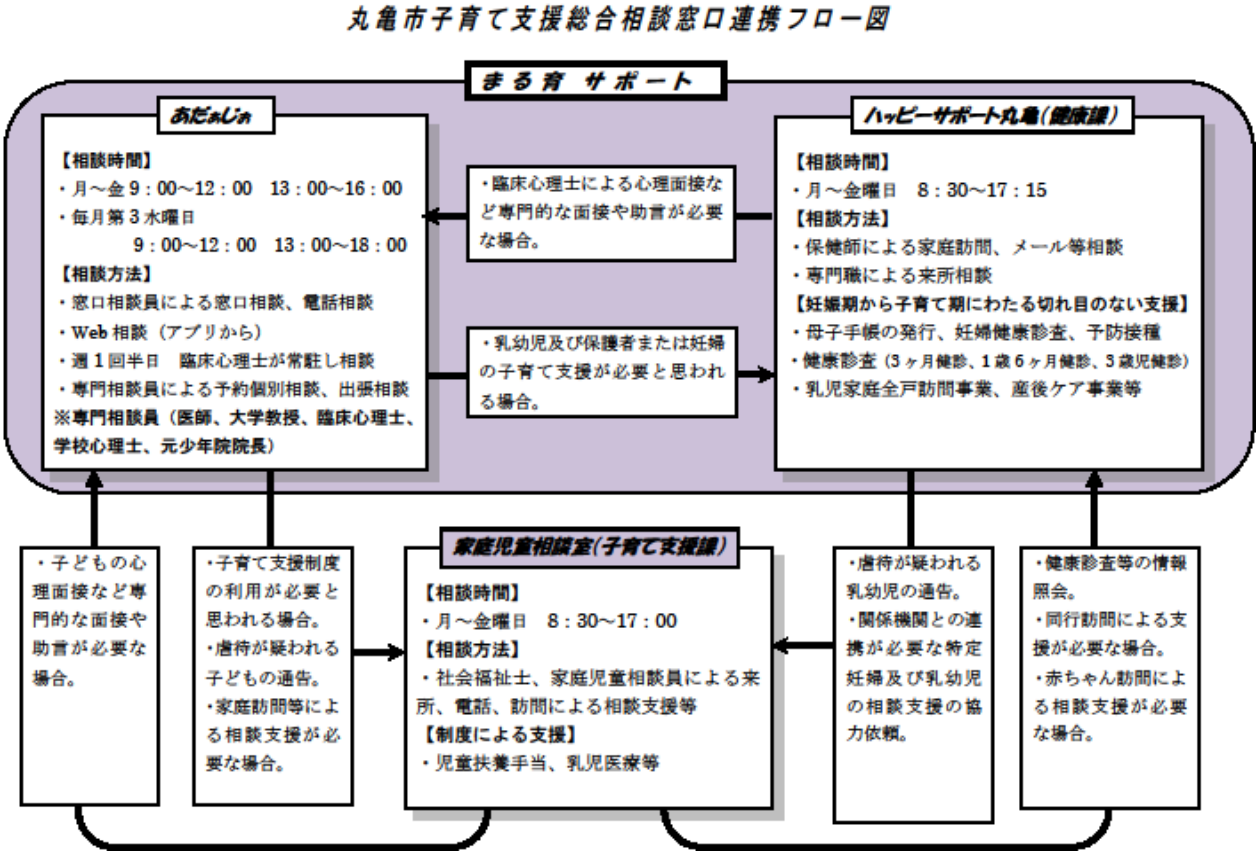

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：H30 年　4 月】

(2)　特徴

ア　養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

H30 年度　528 件（うち児童虐待 149 件）

イ　児童虐待対応として工夫している事項　〔マニュアル P. 12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

・子育てに関して総合的な相談や専門相談を行う機関と要保護児童対策地域協議会（以下要対協）の事務局が別機関となっている。
・それぞれの機関で把握している情報を、要対協等を活用しながら共有することで、対象者の把握、対応の検討を行っている。要対協の事務局がケースの進行管理を行っている。

・必要に応じて個別ケース会議を開催し、関係機関で連携の強化、虐待の早期発見・対応に努めている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携　〔マニュアル P. 6～7 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
・子ども家庭の状況に応じた連携、情報共有。 ・ケースに応じて家庭訪問や面接を共同で実施。 ・要対協における情報共有。定期連絡会の開催。	⇒	・子ども家庭の状況に応じた連携、情報共有。 ・ケースに応じて家庭訪問や面接を共同で実施。 ・要対協における情報共有。定期連絡会の開催。 ・上記連絡会に加え、参加者をより特化した連絡会の開催。

②児童相談所との連携　〔マニュアル P. 9 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
・連絡協議会への参加要請 ・要対協を通じての連携。	⇒	・連絡協議会への参加要請 ・要対協を通じての連携。 ・総合相談窓口の担当者と児相、要対協担当者とで個別ケース検討会を実施。 ・要対協において、主担、共同、役割分担の明確化を図っている。

③要保護児童対策地域協議会の活用　〔マニュアル P. 8 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
・毎月 1 回定例で要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、ケースの進行管理や関係機関での情報共有を行う。	⇒	・実務者会議において、個別ケースで課題となった事項について協議し、システム的な課題に取り組んでいる。 ・警察とさらなる連携強化を図るために、協定を締結した。 ・配偶者暴力相談支援センターを構成メンバーに追加した。

④人員配置　　〔マニュアル P. 4、25～27 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
子ども家庭支援員:6 名(内非常勤 3 名) ※常勤 3 名となるようシフト制でローテーションしている。 心理担当支援員:12 名(内非常勤 12 名) ※心理士に関しては週 1 回常駐。その他に関しては事前予約が必要。 虐待対応専門員:4 名(内非常勤 3 名) その他事務職員等:　名(内非常勤　名)	⇒	子ども家庭支援員:7 名(内非常勤 4 名) ※常勤 3 名となるようシフト制でローテーションしている。 心理担当支援員:12 名(内非常勤 12 名) ※心理士に関しては週 1 回常駐。その他に関しては事前予約が必要。 虐待対応専門員:6 名(内非常勤 4 名) その他事務職員等:　名(内非常勤　名)

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕

4．拠点設置の効果及びメリット

相談者が抱える悩みや不安など、最終的に解決すべき問題点を探り、そして、その根底にある要因を取り除くため、状況によっては関係者によるケース会を開催しながら、必要な支援プランの作成や相談者に寄り添った継続的な支援、また、各専門機関への繋ぎや継続的見守りを行うなど、相談者に対し切れ目のない支援を行うことができる。

善通寺市

１．自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

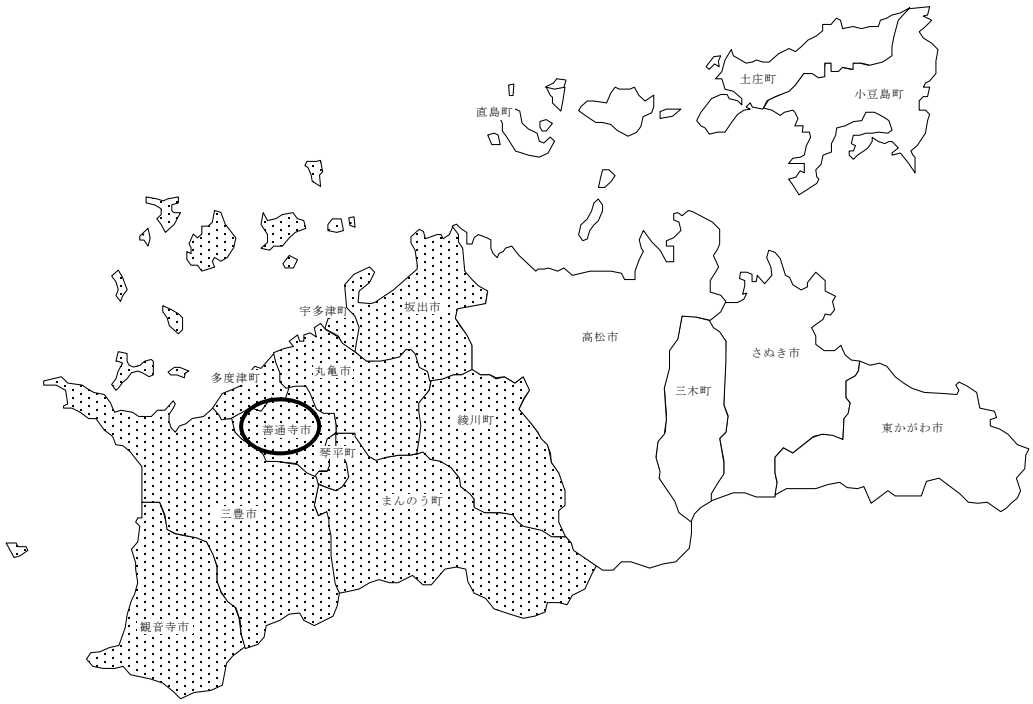

②面積：39.93 ㎢

③人口：32,011 人（令和元年 9 月現在）

④児童数：5,192 人（令和元年 9 月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模 A 型

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

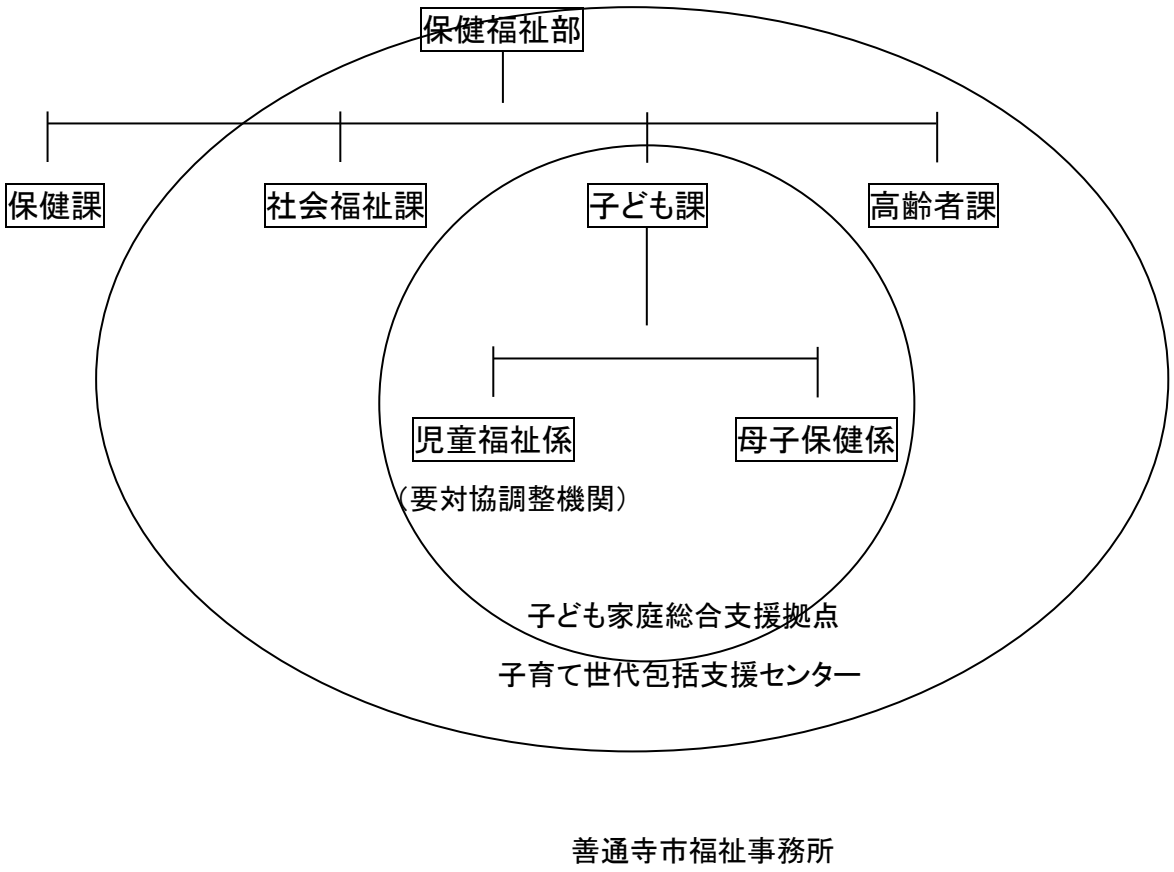

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：平成 30 年 4 月】

(1) 特徴

ア　養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体的虐待	10	13	19
性的虐待	0	2	0
心理的虐待	27	22	16
ネグレクト	14	11	25
養護相談その他	68	43	42
合計	119	91	102

イ　児童虐待対応として工夫している事項　　〔マニュアル P. 12 参照〕

①実状の把握

平成 28 年の児童福祉法改正に伴い、子ども家庭総合支援拠点の整備について規定されたことから、家庭児童相談員や助産師等との市内部における連携を強化するため、平成 30 年度より拠点を設置し、実情の把握や相談支援体制の構築に努めている。

②相談対応

総合的な相談の窓口として、子どもと女性に関する相談に対応している。

③総合調整

子ども課の業務として、児童福祉業務全般と母子保健業務を統括し、総合相談窓口、要保護児童対策地域協議会、発達障がい等の巡回相談、子育て世代包括支援センター等の業務を全て所掌しているため、総合調整の機能は十分である。

④調査、支援及び指導等

拠点の総合調整機能に加え、教育委員会等からの情報共有からケース会議等を経て、適切な支援や指導をしている。

⑤他関係機関との連携

学校との連携は、スクールソーシャルワーカーや教育委員会事務局と常に情報連携できるほか、発達障がい児童の支援も行っていることから、幼稚園や小学校との情報共有もできる体制となっている。

民生委員との連携は要保護児童対策地域協議会の構成員として、ケース会議等を通じて情報連携している。

県との連携については、児童相談所や警察、保健所等と要保護児童対策地域協議会の構成員として情報連携するほか、本年 5 月より地元の警察署と児童虐待の情報連携の強化のための協定を締結し、一層の情報連携強化に努めている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携　　〔マニュアル P. 6～7 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
子育て世代包括支援センターからの情報を、要保護児童対策地域協議会の協議に合わせて共有していた。また、重篤化した後は、保健師と児童相談員が一緒に対応していた。	⇒	子育て世代包括支援センターの支援会議(月 1～2 回)で、要支援妊婦・児童の支援の方向性を協議し、その情報を速やかに支援拠点と情報共有している。その結果、重篤化する前に、母子保健担当と児童相談員が一緒に対応することができる。

②児童相談所との連携　　〔マニュアル P. 9 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
ケース対応で相互の意見が違った時には、児童相談所の意見に順っていた。	⇒	ケース対応で見立ての相違がある場合は、双方の立場で判断した安全優先の支援を実行しながら、並行して協議を進めている。

③要保護児童対策地域協議会の活用　　〔マニュアル P. 8 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
対象児童の情報共有としての機能がほとんどであった。	⇒	単なる情報共有の場ではなく、ケース対応の見立てや評価、役割分担等の具体的な話し合いの機能を持つことができる。

④人員配置　　〔マニュアル P. 4、25～27 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
子ども家庭支援員:2 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員:　名（内非常勤　名） 虐待対応専門員:　名（内非常勤　名） その他事務職員等:　名（内非常勤　名）	⇒	子ども家庭支援員:2 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員:　名（内非常勤　名） 虐待対応専門員:　名（内非常勤　名） その他事務職員等:　名（内非常勤　名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕

子ども・家庭支援センター玄関

事務室

児童センター

相談室

4．拠点設置の効果及びメリット

子育て世代包括支援センターとしての役割では、支援の方向性や見守りの役割分担の判断が十分ではなかった。支援拠点を同じ部署で統括することにより、迅速に情報を把握することができ、それぞれの見方でのアセスメントを検証することにより、支援の方向性も広がった。児童が地域に戻る場合の見守り等の役割分担も明確にできるようになった。

さぬき市

1．自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

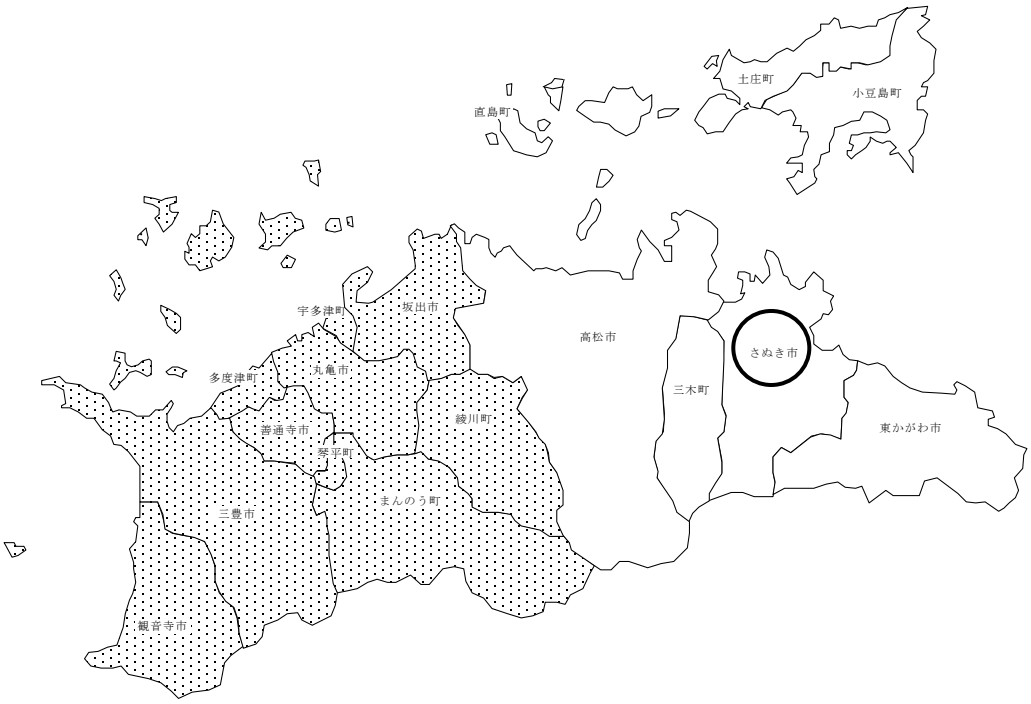

②面積：158.90 平方キロメートル

③人口：48,318 人 （令和元年8月現在）

④児童数：6,190 人 （令和元年8月現在）

⑤類型（小規模等）： 小規模Ａ型

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

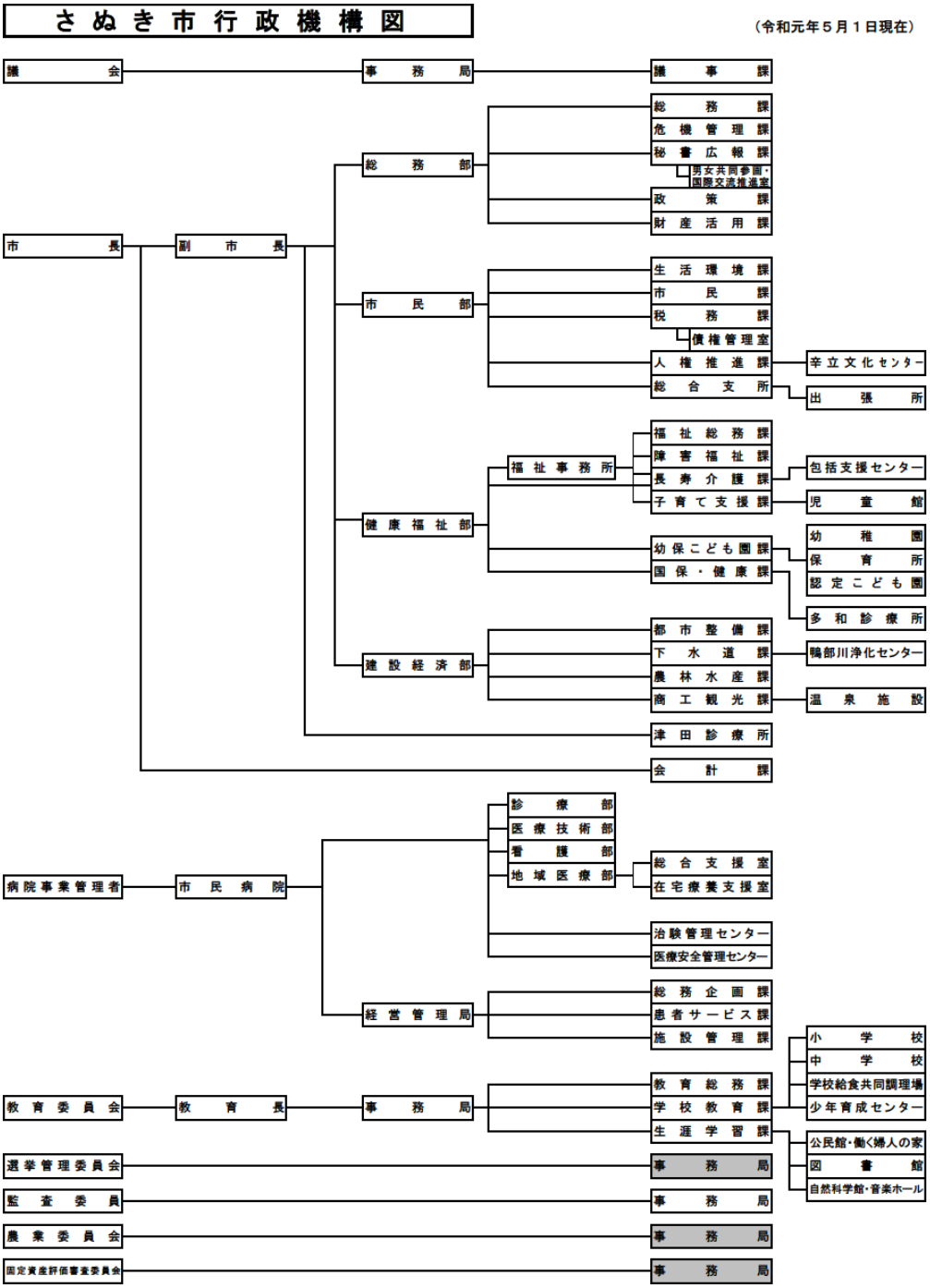

子育て支援課内に子ども家庭総合支援拠点を設置

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：平成３１年４月】

(3)　特徴

ア　養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

平成 28 年度　相談件数 233 人（内　児童虐待件数　21 件）

平成 29 年度　相談件数 197 人（内　児童虐待件数　30 件）

平成 30 年度　相談件数 179 件（内　児童虐待件数　33 件）

イ　児童虐待対応として工夫している事項　　〔マニュアル P. 12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

特になし

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携　　〔マニュアル P. 6～7 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
・月1回の情報共有会の実施 **・特定妊産婦等の同行訪問の実施** **・同一フロアでの設置**	⇒	左記の取り組みを引き続き行っている。

②児童相談所との連携　　〔マニュアル P. 9 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
・虐待受理時には児相への通告および助言指導を依頼する。	⇒	左記の取り組みを引き続き行っている。

③要保護児童対策地域協議会の活用　　〔マニュアル P. 8 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
・要対協での関係機関の機能を共通認識できるように確認をする **・研修会の実施**	⇒	左記の取り組みを引き続き行っている。

④人員配置　　〔マニュアル P. 4、25～27 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
子ども家庭支援員：　名（内非常勤　名） 心理担当支援員：　名（内非常勤　名） 虐待対応専門員：　名（内非常勤　名） その他事務職員等：　名（内非常勤　名）	⇒	**子ども家庭支援員:2 名（内非常勤 1 名）** **心理担当支援員：　名（内非常勤　名）** **虐待対応専門員：　名（内非常勤　名）** **その他事務職員等：　名（内非常勤　名）**

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕

相談室

親子交流スペース（キッズスペース）

事務室（執務室）

４．拠点設置の効果及びメリット

特定妊産婦の情報が早期に入手でき、早期介入が可能になった

愛媛県

第１：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

１．経過（平成 29 年度～令和 2 年 3 月まで）

平成 30 年 9 月 13 日　児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策等に関する説明会の開催
（社会的養育推進計画に関連して、子ども家庭総合支援拠点についても説明）

平成 30 年 10 月 4 日　子ども家庭総合支援拠点に係る市町意見交換会の開催

令和２年３月（予定）　愛媛県社会的養育推進計画の策定

２．県の取組（有効であったと考えているところ）

愛媛県社会的養育推進計画の目標の一つとして、令和６年度末までに、県内全 20 市町に子ども家庭総合支援拠を設置することを設定予定（計画は令和２年３月策定予定）

３．県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成 30 年 4 月現在【０自治体】

平成 31 年 4 月現在【２自治体：松山市、伊予市】

４．県としてのコメント

子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを担い、児童虐待の予防はもとより、早期発見・対応に繋がる機能でもあることから、令和６年度末までに県内全 20 市町に設置することを推進したいと考えている。

既に設置している松山市及び伊予市においては、妊産婦や児童への切れ目のない支援を継続して実施することとしており、既存の施設や人員も活用しながら、関係機関と連携して、拠点の運営に努めており、今後、これらの事例の周知等により、各市町に設置を促していきたいと考えている。

第２：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

【過去】	【現在】	【未来】
開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

１．松山市

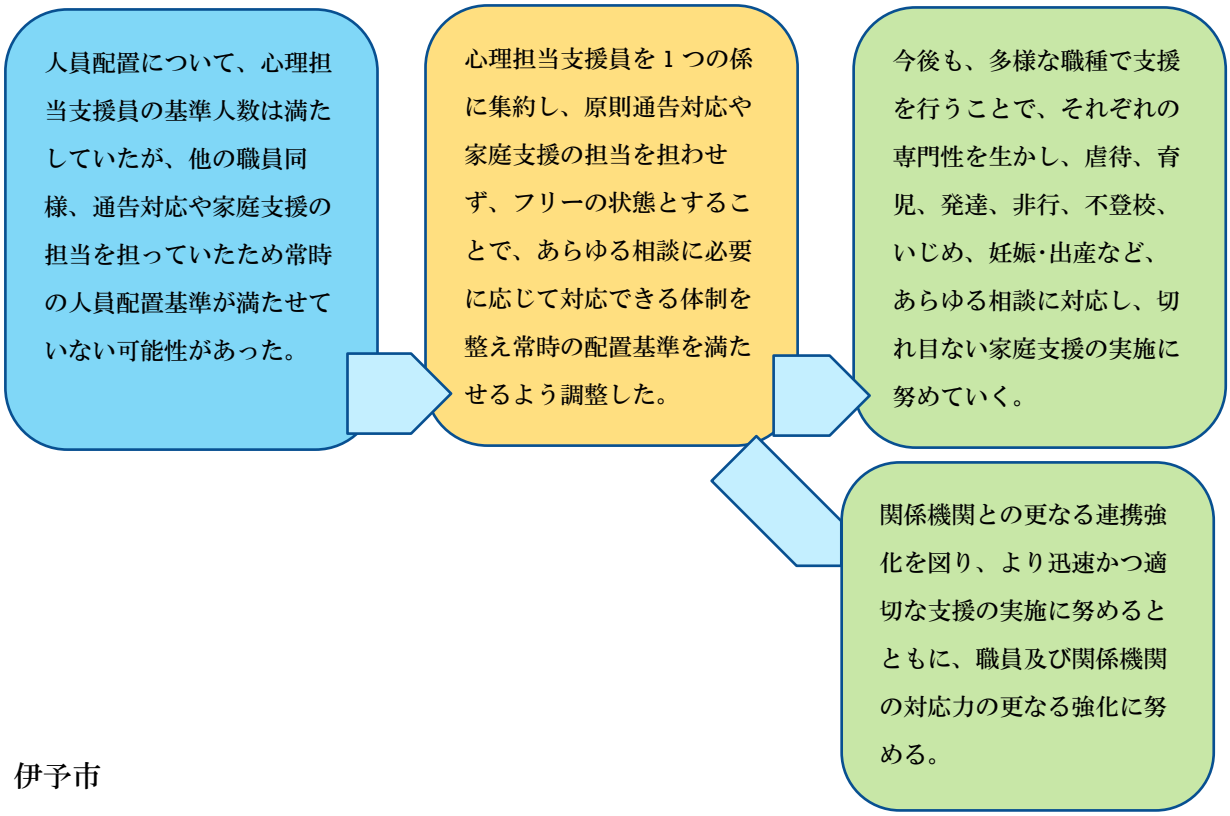

2．伊予市

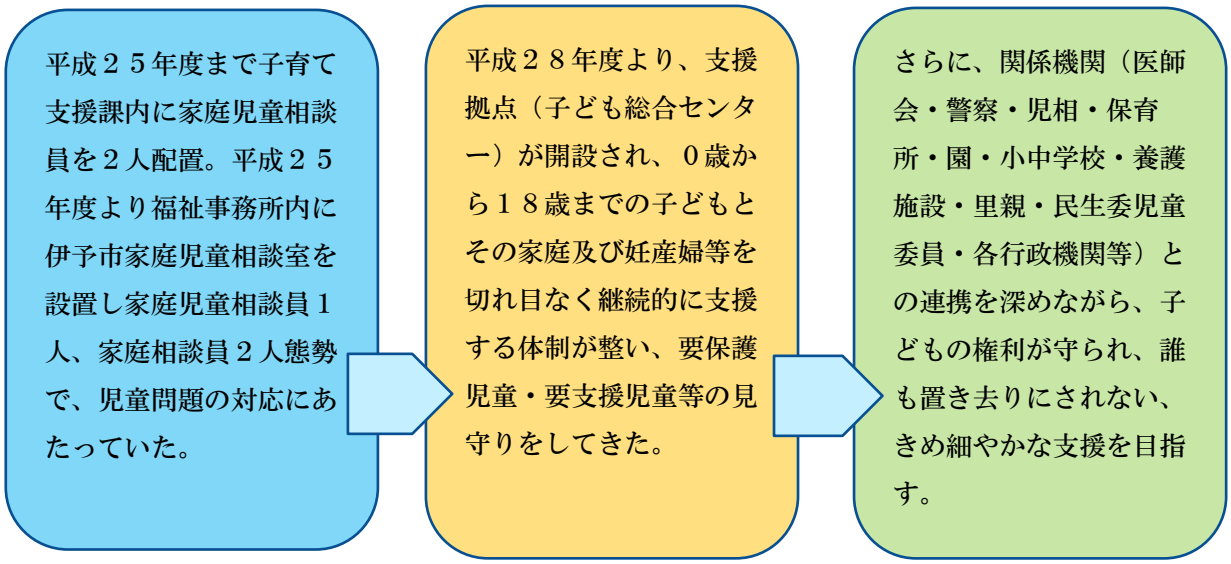

第３：紹介自治体の詳細（松山市、伊予市）

松山市

１．自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

②面　積：　429.4 ㎢

③人　口：511,310 人（令和２年１月１日現在）

④児童数：　84,720 人（令和２年１月１日現在）

⑤類型（小規模等）：大規模型

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

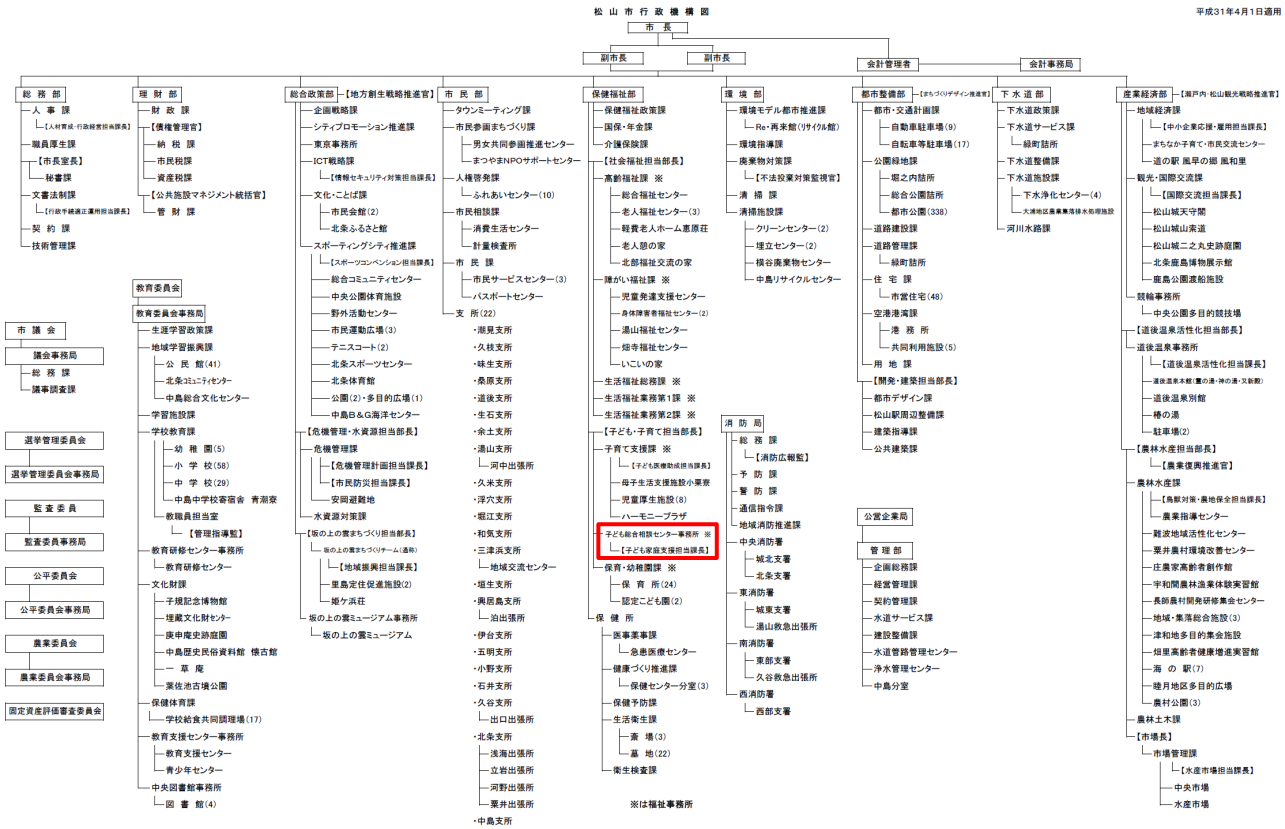

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：平成 31 年 4 月】

（1）　特徴

ア　児童虐待に係る相談件数等の推移（3 年分）

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	**合計**
平成 28 年度	168 件	1 件	218 件	151 件	**538 件**
平成 29 年度	209 件	3 件	358 件	154 件	**724 件**
平成 30 年度	245 件	1 件	393 件	159 件	**798 件**

イ　児童虐待対応として工夫している事項　〔マニュアル P. 12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

松山市では、子ども総合相談センター事務所が課としての位置づけとなった平成 26 年度から、保育士・保健師をはじめとする様々な専門職を配置し、家庭総合支援拠点としての役割を担うとともに、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）の調整機関を兼ね、相談受付から継続した支援まで一体的に実施している。

児童虐待対応としては、通告受付から原則 48 時間以内での安全確認の実施や、虐待の有無にかかわらず、要対協対象とした支援対象児童等はすべて養育支援訪問事業の対象と捉えるなど、訪問を中心とした継続的な家庭支援を行うことにより、虐待の重症化の防止、未然防止等につなげている。要対協調整機関が家庭への主たる支援機関を兼ねることにより、児童相談所、警察、医療機関をはじめとする関係機関と密に連携が取れ、頻繁な情報共有や協働の実施等、より効果的な家庭支援が行えている。

子ども総合相談センター事務所は、現在、築山事務所、萱町事務所、余土事務所の市内 3 か所で業務を行っており、前述の相談業務等に加え、相談ダイヤルの設置、地域子育て支援拠点事業を直営で実施し、子育て親子の交流の場の提供、医師等による講話やカウンセリング等の事業を行うなど、市民にとってより敷居が低い身近な相談が気軽にできる相談支援体制を構築している。

開庁時間は平日 8:30～21:00、年末年始を除く土日祝日は 8:30～17:00 としており、幅広い時間帯での通告受付対応や、家庭の都合や状況に応じた曜日、時間帯に訪問や電話、来所等による相談受付や支援が行える体制を構築することで、保護者の負担を減らすなど、寄り添った支援を実施できるよう努めている。

なお、松山市は、児童福祉法改正により拠点設置が法的に義務付けられる以前から拠点としての基準・機能・人員配置等の要件を満たし業務を行っていたが、心理職の職員も虐待対応や家庭支援の担当を担っていたため、心理担当支援員の常時の人員配置基準を満せていない可能性があった。課内の配置を見直すことで対応し、平成 31 年 4 月付けでの子ども家庭総合支援拠点開設とした。

＜参考＞

子ども総合相談センター事務所の組織図及び事務所ごとの業務分担

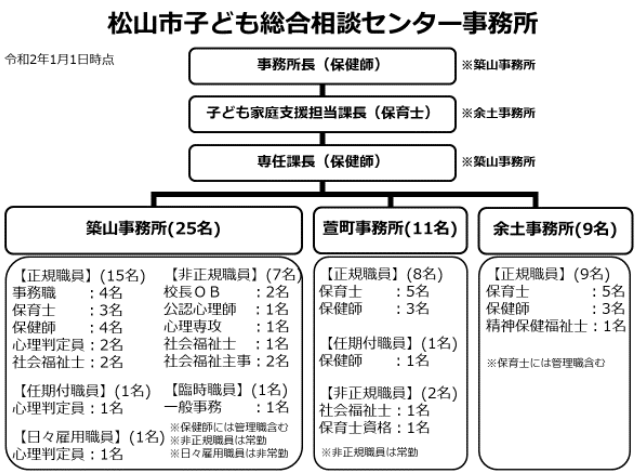

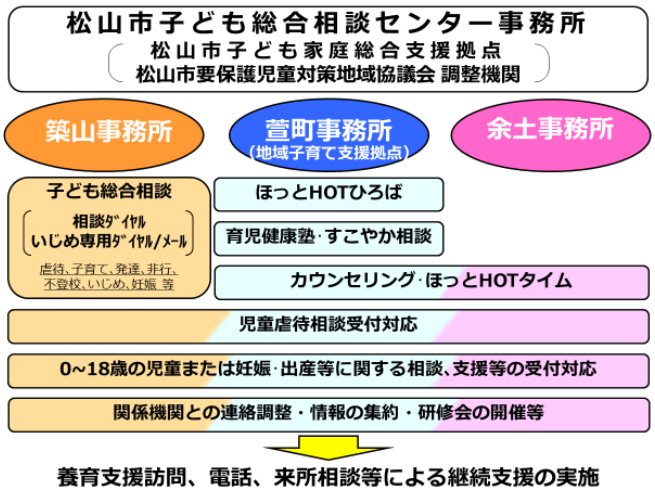

(2) 開設時の課題と現状と今後の展望について

①子育て世代包括支援センターとの連携　〔マニュアル P. 6～7 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
子ども総合相談センター事務所（家庭総合支援拠点）が要対協の調整機関を兼ねており、子育て世代包括支援センターは要対協の構成機関として常に連携している。 健康診査、全戸訪問、妊娠届出など、母子保健に係る業務にて、支援を要する児童や妊産婦を発見した場合は、通告又は支援依頼があり、要対協対象として、子ども総合相談センター事務所にて支援を実施。 また、子ども総合相談センター事務所には、人事異動により母子保健主管課との人的交流がある保健師が配置されていることから、母子保健に係る業務も一部対応可能。保健指導等、妊産婦や乳幼児への支援も子ども総合相談センター事務所にて直接対応している。 その他、健診未受診者や未婚の妊婦等については、要対協での支援が必要かどうかの検討会議を毎月持ち、必要に応じて要対協対象とし継続した家庭支援を実施している。	⇒	左記のとおり。 今後も更なる連携強化を図り、より迅速かつ適切な支援の実施に努める。

②児童相談所との連携　〔マニュアルP.9参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
原則、それぞれの機関で受け付けた通告等にはそれぞれの機関が責任を持って対応する。子ども総合相談センター事務所が対応した家庭について、一時保護の検討など介入的なかかわりが必要な場合は児童相談所に協働対応を依頼し、反対に、児童相談所が対応した家庭について、保護者の困り感に応じたサービスの活用等、地域における継続した支援が必要な場合には児童相談所からの支援依頼があるなど、支援と介入の役割分担により、連携、協働の体制を構築している。 双方が継続してかかわる世帯もあり、電話や会議等にて日々情報交換を行い、共通理解のもと支援を実施している。 なお、愛媛県福祉総合支援センター（児童相談所）との協議により、「送致書」や「援助依頼」等は要せず、都度、電話連絡や会議等により協議し、協働対応等行っている。 その他、通告等があった場合には、警察も含め、それぞれの機関でのかかわりの有無や状況確認、情報交換のため電話連絡を行うなど、密に連携し、良好な関係を構築している。	⇒	左記のとおり。 今後も更なる連携強化を図り、より迅速かつ適切な支援の実施に努める。

③要保護児童対策地域協議会との連携　〔マニュアルP.8参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
子ども総合相談センター事務所（家庭総合支援拠点）が要対協の調整機関を兼ねている。直接家庭への継続した支援を実施する機関が要対協調整機関を兼ねることで、日頃から電話や会議等にて状況確認や支援方針の検討を行うなど、関係機関と密に連携が取れ、頻繁な情報共有や協働の実施等、より効果的な家庭支援が行	⇒	左記のとおり。 関係機関との更なる連携強化を図り、より迅速かつ適切な支援の実施に努める。 啓発の強化、関係機関を対象とした研修等を継続し、今後も職員及び関係機関の対応力の強化に努める。

えるとともに、支援の一体性、連続性を確保することができている。 要対協の会議としては、関係機関の長で構成される『代表者会議』を年1回、21機関で開催、関係機関の実務担当者で構成される『実務者会議』を年2回、23機関で開催、実務者会議の構成機関のうち児童にかかわることが特に多い7機関で構成される『進行管理会議』を事務所ごとに年3回（計9回）開催、実際に児童や保護者等にかかわる担当者が集まり支援方針の検討や情報共有を行う『個別ケース検討会議』を年100回以上随時開催している。 その他、複数機関が集まる個別ケース検討会議とは別に、随時、関係機関との電話連絡や個々に行う会議等にて情報交換・協議等を行い、共通理解のもと、滞りなく家庭への支援を行えるように努めている。 ＜参考＞ ●各会議を構成する機関 代表者会議【21機関】 （松山地方法務局,愛媛県福祉総合支援センター［児童相談所］,愛媛県警察本部,愛媛県心と体の健康センター,松山市福祉事務所,松山市保健所,松山市消防局,松山市教育委員会,松山市医師会,松山市歯科医師会,愛媛県人権擁護委員連合会/松山人権擁護委員協議会/子ども人権委員会,愛媛弁護士会,松山市小学校長会,松山市中学校長会,松山市小中学校PTA連合会 ,松山市私立保育園・認定こども園連合会,松山市地域保育所連絡会,中予私立幼稚園連盟,松山市障がい者総合支援協議会,愛媛児童福祉施設連合会,松山市民生委員児童委員協議会） 実務者会議【23機関】 （松山地方法務局人権擁護課,松山少年鑑別所,愛媛県福祉総合支援センター［児童相談所］,		

愛媛県警察本部生活安全部少年課, 松山東警察署, 松山西警察署, 松山南警察署, 松山市障がい福祉課, 松山市生活福祉業務第 1 課, 松山市生活福祉業務第 2 課, 松山市子育て支援課, 松山市保育・幼稚園課, 松山市保健所健康づくり推進課, 松山市保健所保健予防課, 松山市教育委員会学校教育課, 松山市教育委員会保健体育課, 松山市教育委員会教育支援センター事務所, 松山小児科会, 松山産婦人科医会, 松山市精神神経科医会, 松山市民生委員児童委員協議会, 松山市子ども総合相談センター事務所［松山市要対協調整機関］, 愛媛法律事務所［オブザーバー］） 進行管理会議【7 機関】 （愛媛県福祉総合支援センター［児童相談所］, 松山東警察署, 松山西警察署, 松山南警察署, 松山市保健所健康づくり推進課, 松山市教育委員会学校教育課, 松山市子ども総合相談センター事務所［松山市要対協調整機関］） 個別ケース検討会議 （実際に対象の児童や妊産婦にかかわる機関）		

④人員配置　　〔マニュアル P. 4、25～27 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
子ども家庭支援員：14 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員　： 5 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員　：24 名（内非常勤 0 名） その他事務職員等： 2 名（内非常勤 0 名）	⇒	子ども家庭支援員：14 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員　： 6 名（内非常勤 1 名） 虐待対応専門員　：21 名（内非常勤 0 名） その他事務職員等： 2 名（内非常勤 0 名） ＜参考＞ 正規職員【32 名】 保育士：13 名、保健師：10 名、 事務職（社会福祉主事）：4 名、 心理判定員：2 名、社会福祉士：2 名、

		精神保健福祉士：1 名、 ※保育士 1 名は地域子育て支援拠点事業専任 任期付職員【2 名】 保健師：1 名、心理判定員：1 名 臨時職員【1 名】 一般事務：1 名 非正規職員（常勤）【9 名】 校長 OB：2 名、社会福祉士：2 名、 社会福祉主事：2 名、 公認心理師：1 名、心理専攻：1 名、 保育士資格：1 名、 ※保育士資格 1 名は地域子育て支援拠点事業専任 日々雇用職員（非常勤）【1 名】 心理判定員：1 名 ※うち、児童福祉司任用資格取得者：20 名

（3）相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕

①子ども総合相談センター事務所（築山事務所）：松山市青少年センター内

築山事務所には、0～18 歳までの児童又は妊娠出産等に関する相談ダイヤルや、いじめ相談専用ダイヤル／専用メールを設置し、平日は 8:30～21:00 まで、年末年始を除く土日祝日は 8:30～17:00 まで、様々な相談を受け付け、対応している。

松山市青少年センターは、市教育委員会の所管する施設であり、教育支援センター事務所も併設。不登校、問題行動に関する相談等、必要に応じて教育との即時の連携が可能となっている。

＜外観（松山市青少年センター側：正面）＞

＜外観（子ども総合相談センター事務所側：背面）＞

＜平面図＞

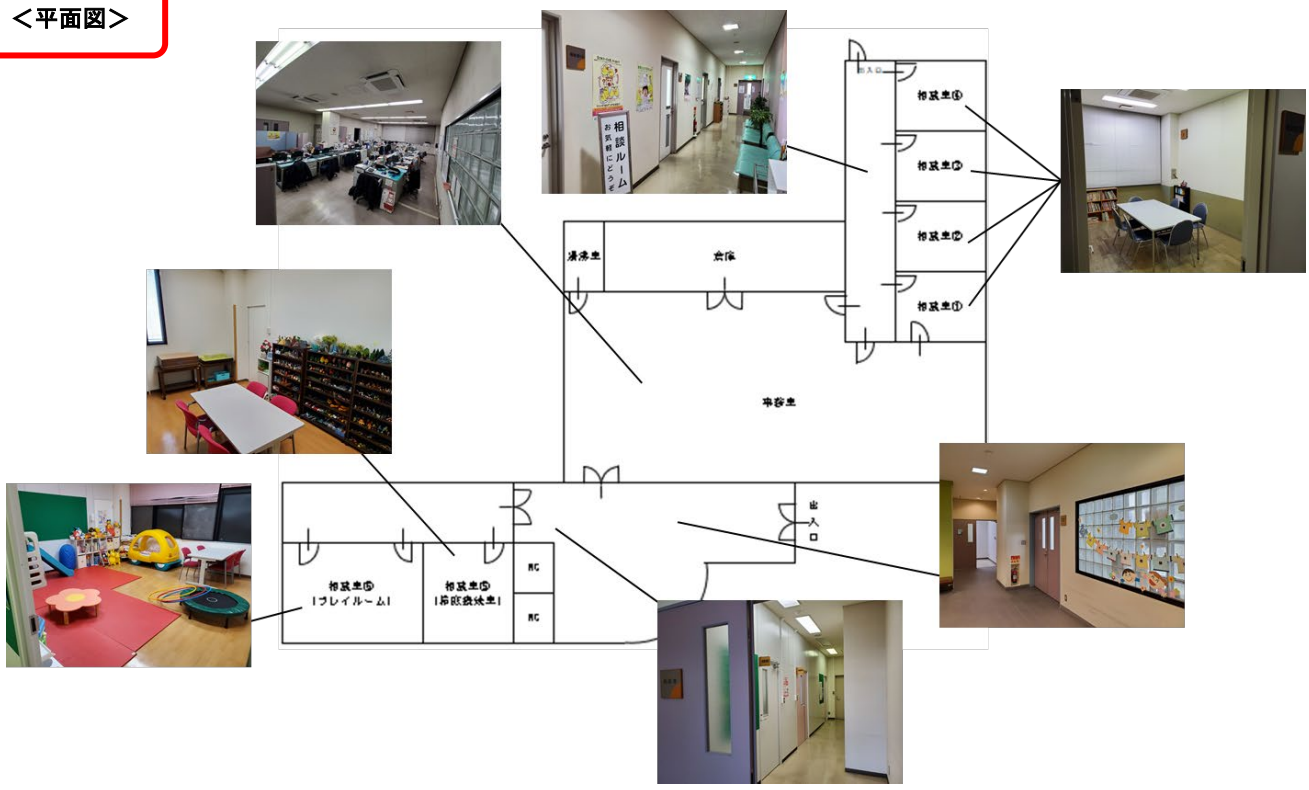

②子ども総合相談センター事務所（萱町事務所）：松山市保健所・消防合同庁舎２階

萱町事務所では、地域子育て支援拠点事業を直営で実施しており、子育て親子の交流の場である「ほっと HOT ひろば」を設置しているほか、カウンセリングや医師等による講話、育児相談等の事業を行っている。

市保健所内にあることから、健診等で訪れた乳幼児の保護者や妊産婦等が気軽に相談できる体制を構築しているほか、必要に応じて母子保健との即時の連携が可能となっている。

＜外観＞

＜平面図＞

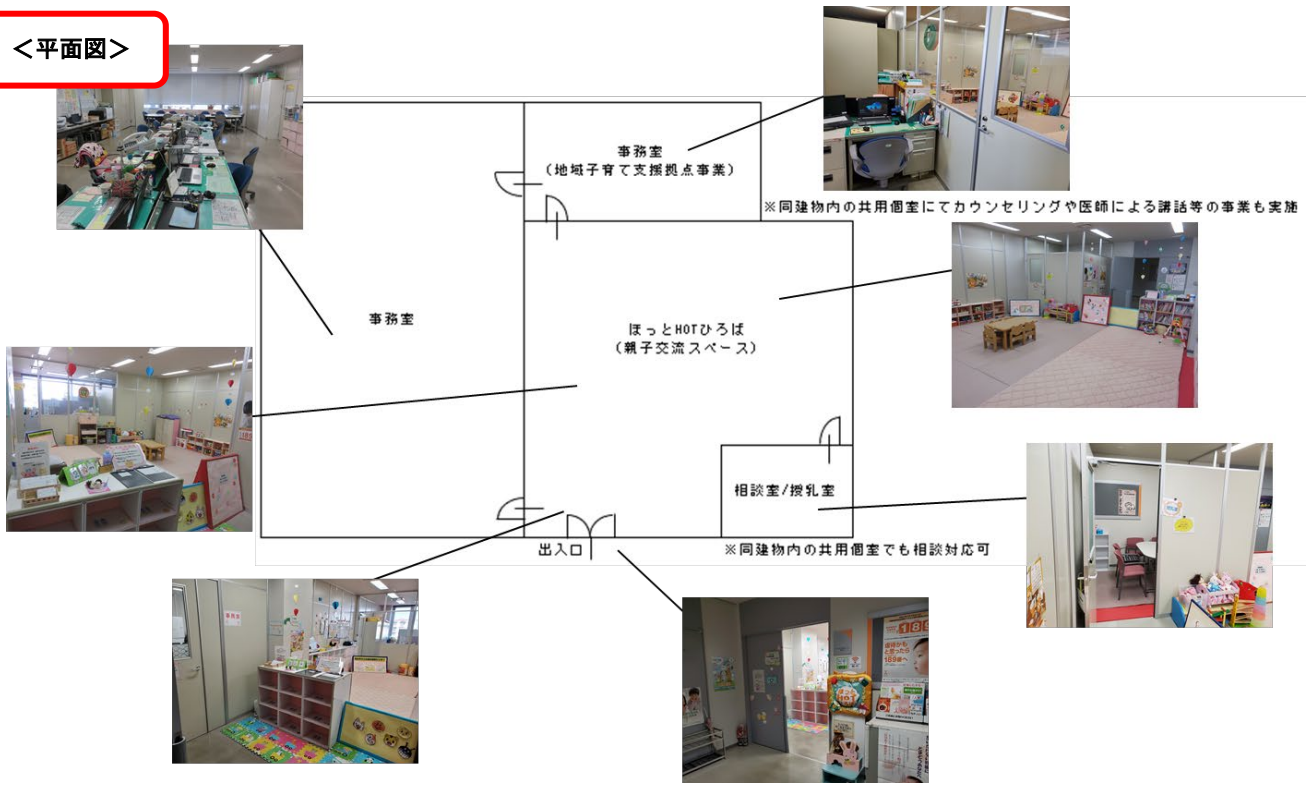

③子ども総合相談センター事務所（余土事務所）：余土子ども・子育て施設３階

宅地化が進み多くの人口を擁する市西部及び南部地域の子育て支援の拠点として、移転後の中学校旧校舎を改修し、平成 29 年度に余土子ども・子育て施設を開設した。

同施設には、子ども総合相談センター事務所（余土事務所）のほか、児童クラブ、保育所が併設されており、保護者等が気軽に相談できる体制を構築している。

また、萱町事務所と分担し、地域子育て支援拠点事業のカウンセリング等も一部実施している。

＜外観＞

子ども総合相談センター事務所
余土事務所（3 階）

余土児童クラブ（2 階）

余土保育園

＜平面図＞

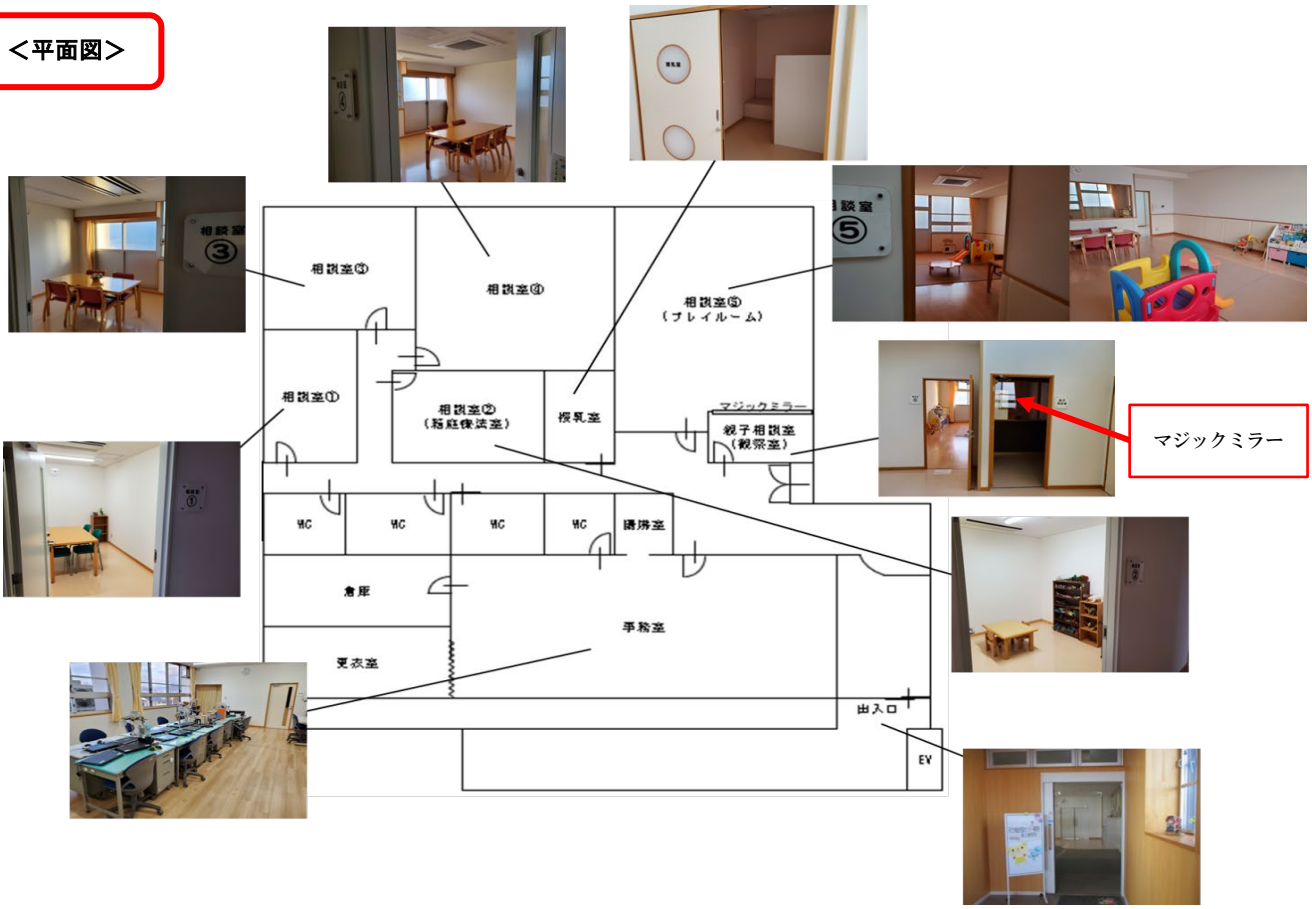

伊予市

１．自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）　　松山市から西南　約 10km

②面積：194.4 ㎢

③人口：36,902 人　　（　2020 年　1 月末現在）

④児童数：5,475 人　　（　2020 年　1 月末現在）

⑤類型（小規模等）：小規模Ａ型

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

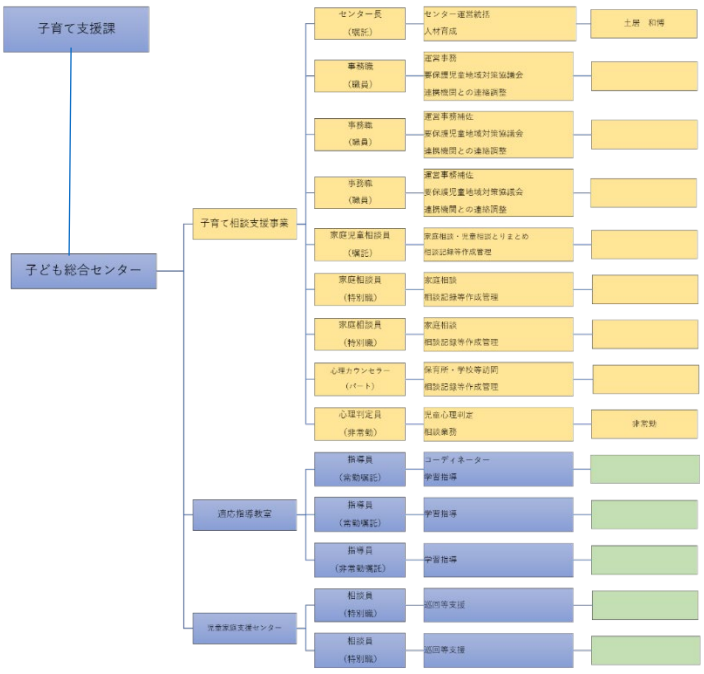

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：H28 年 4 月】

(2)　特徴

ア　児童虐待に係る相談件数等の推移（3 年分）

項目	28 年度	29 年度	30 年度
養護相談（虐待）	109（62）	134（130）	498（12）
保健相談	79	13	5
障害相談	254	264	344
非行相談	36	5	10
育成相談	404	363	160
計	882	779	1017

イ　児童虐待対応として工夫している事項　〔マニュアル P. 12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①実状の把握

1　訪問による実態把握

○家庭訪問を実施し実態把握をする。

○保育所・幼稚園への巡回訪問による聞き取り及び実態を把握する。

2　保健センター事業参加による把握

○定期健診・カンファレンス・各種相談や教室に参加し実態把握をする。

3　住民基本台帳での把握

○家族の状況など不明な時は、住民基本台帳にアクセスし把握する。

○平成 26 年に児童殺人の事件が起こり、センターを立ち上げることとなった。当初は家庭相談員を中心にした人員配置となっていた。平成 28 年のセンター設置に伴い専門職の人員配置を行った。

②相談対応

1　相談窓口の対応

○相談者のニーズに沿って、気軽に相談できるような窓口対応を行う。

2　相談者への情報・アドバイスの提供

○相談者に必要な情報やアドバイスができるよう、資質の向上を図る職員研修を行う。

○子どもに関する相談について、総合的に対応することとしており、虐待、非行、不登校、発達障がいなど分野を問わず対応している。

③総合調整

1　要保護児童対策地域協議会（代表者会・実務者会・個別ケース検討会議）における調整

○具体的な支援について、子どもと直接関係のある組織や機関が集まり、それぞれの役割分担・支援について審議し調整を行う。

2　各行政機関との調整

○支援の具体的な手立てについて、関係機関で調整し、適切な支援につなげる。

○子ども総合センターは、子育て支援課・福祉課・学校教育課の三課から組織を構成してい

ることと、子どもに関する総合相談窓口、要保護児童対策地域協議会調整機関、発達障がい等の巡回相談、適応指導教室、スクールソーシャルワーカーの機能を有していることから、総合的な支援と調整を実現している。

④調査、支援及び指導等

1　支援の継続及び変更

○対象の子どもの現状を訪問や報告等で把握し、現在の支援や指導が適切か職員会等で判断し継続及び変更を随時行う。

○子ども総合センターの総合調整機能と他の機関（母子包括支援センター等）からの情報共有から、受理会議、個別ケース検討会議等を経て、適切な支援や指導を実施している。

⑤他関係機関との連携

1　顔をあわせての直接対話

○関係機関とはできるだけ直接顔を合わせて話をし、具体的な情報共有に努める。特に「移管」については、県内では必ず市町の担当者を訪ね、情報を伝えるとともに、時には一緒に訪問をするなど丁寧な引継ぎをする。

2　学校等との連携

設立の年から 2 年間子ども家庭総合支援拠点にあった人員配置（社会福祉司や保健師資格）等を行っていたが、学校との連携が取れないと難しい点もあったため、30 年度から市内中学校の元校長にセンター長を行ってもらい、学校との連携強化を図っている。

年度初めには、すべての学校等に訪問し、校長等と子ども総合センター職員との顔合せを行い、人間関係の構築、定期的な巡回相談員の訪問、要対協児童の説明、報告などのお願いをしている。

さらに参観日や学校行事にあわせるなど、随時の訪問も実施している。

また子ども総合センターの機能として発達障がい等の巡回相談員を配置しており、保育所や児童クラブなど各施設を巡回して情報収集や支援の助言等を行っている。

さらに、学校教育課のスクールソーシャルワーカーではあるが、子ども総合センターに席をおき一層の情報共有が図れている。

3　専門性の向上に向けての連携

子ども総合センターの研修会では全職員を対象に、専門的な分野の研修会を行っている。令和元年度は 4 回実施した。また、県等が実施している研修会にも参加し、専門性の向上に努めている。

4　民生委員（主任児童委員）との連携

要保護児童対策地域協議会の構成員として、地域の実情に詳しい民生委員（主任児童委員）との連携や情報交換など実務者会や個別のケース検討会議で実施している。また、民生委員（主任児童委員）の勉強会や意見交換会に出向いて講師等を行うなど、児童虐待に対する理解や連携の強化に努めている。

5　他市との連携

松山市の子ども総合相談センターを参考にして伊予市の子ども総合センターを設置したことから、現在も情報交換や勉強会等を年に数回行っており、専門性の向上や自治体を超えた支援体制の構築に繋がっている。

移管について県内では、書面だけでなく、直接転出先の市町に出向き、担当者と綿密な引継ぎをし、場合によっては、一緒に家庭訪問をするなど連携を図っている。

6　県との連携

子ども総合センターは、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、県の児童相談所や保健所等と連携して、子ども家庭に対する支援や情報交換を行っている。また、県子育て支援課が実施している、ひとり親の子どもを対象にした学習支援事業を取入れ、年間を通して学習支援と家庭支援を行っている。市内の小学・中学生が対象となっている。また、月に１回実施している食事会（子ども食堂）は、地域ボランティアと市職員等の協力で実施しており、それによって先生と児童の垣根を無くすことができ、学習支援だけでなく家庭環境の相談や子ども達の心の相談に繋がる楽しい食事会となっている。

7　適応指導教室との連携

適応指導教室もあり、学校教育課が人件費を出しているが、運営に関しては、子ども総合センターで行っている。市内小中学校の不登校児童が在籍している。

(2) 開設時の課題と現状と今後の展望について

①子育て世代包括支援センターとの連携　　〔マニュアル P. 6～7 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
情報共有が、お互いどこまでするべきか自信暗記であったが、定期的な情報交換会「子育て支援連絡会」を継続して、情報共有が軌道に乗った。	⇒	特定妊婦など細やかな情報共有と、保健師とともに家庭訪問するなど連携がとれている。 課題として、お互いの情報システムがつながってなくて、情報は、もっぱら紙媒体でのやり取りとなっている。情報共有できるものを精査し、システムの一部供用ができるとよい。

○母子健康包括支援センターとして、設置している。子ども総合センターを設置した当初の平成 28 年度の人員配置で保健師等を置いていたが、現在は母子健康包括支援センターに在籍しており、連携を密に取っている。

○連携は、同建物内にある 1 階の母子健康包括支援センターと「子育て支援連絡会」という連絡会を構築して毎週開催している。３階の児童センターともサークル等を通じて連携を取っている。健康増進課、子育て支援課、福祉課、教育委員会で連携を取って運営をしており、中核を要保護児童対策地域協議会の地域協議会が担っているがその枠を超えてサポートをしていきたいと考えている。

②児童相談所との連携　〔マニュアル P.9 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
支援拠点開設時から、連携がとれていて一緒に家庭訪問するなど、子どもや家庭の支援につながっている。	⇒	要保護児童対策地域協議会のそれぞれの会や個別のケースにも参加するなど引き続き連携がとれている。 課題として、どうしても一時保護や解除、施設入所への市の思いと児相との思いがずれることがある。

○子ども総合センターで見守っている要保護児童対策地域協議会世帯のうち7ケースで児相もかかわり、要保護児童対策地域協議会の代表者・実務者・個別のケース検討会議には必ず児相も出席し、日常的な情報交換や連絡調整も図れている。

③要保護児童対策地域協議会との連携　〔マニュアル P.8 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
支援拠点開設時から、代表者会、実務者会、個別のケース会議を計画的に開催し、各関係機関と連携しながら支援につなげていた。 課題として、特に学校との思いや考えに多少の違いが見られることがあった。	⇒	要保護児童対策地域協議会の会は引き続き実施している。特に最近は、具体的な支援につなげるために、関係者に集まっていただく個別のケース検討会議を開催することが多くなった。小児科医より、代表者会だけでなく、実務者会や個別のケース検討会議にも出席したいとの申し出がありありがたく思っている。

④人員配置　〔マニュアル P.4、25～27 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
センター長：１名 家庭児童相談員：１名 家庭相談員：３名（内非常勤２名） 心理担当支援員：１名（内非常勤　名） 虐待対応専門員５名（内非常勤３名） その他事務職員等：１名（内非常勤　名）	⇒	センター長：１名 家庭児童相談員：１名 家庭相談員：３名（内非常勤２名） 心理担当支援員：１名（内非常勤　名） 虐待対応専門員５名（内非常勤３名） その他事務職員等：１名（内非常勤　名）

○人員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

家庭支援員や心理判定員は定期的にサークル等に出向き、相談を行なうことで、情報の収集と指導、助言を行っている。心理カウンセラーについては、各施設への訪問や来所による相談により、児童とその保護者に対してカウンセリングを行い、家庭環境の把握や児童の心理判定等を実施している。

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕

（事務室）

※他の施設は、専用ではない。

子ども総合センターは、伊予市総合保健福祉センターの２階に設置しており、施設には、児童センター、健康増進課（母子包括支援センター）、伊予市社会福祉協議会（ボランティアセンター）が有り、児童福祉について連携が取りやすい施設となっている。また、施設内には、体育館、遊戯室、会議室、活動室、調理実習室、相談室、集いの場などがあり充実した施設内容となっている。

４．　その他（地域の発信）

「明日もしあわせ通信」

毎月情報誌を発行している。各家庭に回覧という形で、目に入るようにしている。

明日もしあわせ通信（第44号）

子ども総合センターだより　令和2年2月号

あなたもくじけずに

群馬県の草津温泉にはじめて行った。湯畑を見て歩き、西野河原公園沿いに歩く傍らに片岡鶴太郎美術館があった。館内に入り作品を見て回る。その作品の中に、「１００歳の詩人」として一躍時の人となった柴田トヨさんの詩に鶴太郎さんが添え書きした作品が何点かあった。鶴太郎さんの素朴で味わい深い作品。その中に柴田トヨさんの心の思いが被さり、しばらくの間、立ちすくんでしまった。

ことば

「何気なく言ったことばが　人をどれほど　傷つけていたか　後になって　気がつくことがある　そんな私はいそいで　その人の心の中を　訪ね　ごめんなさい　と言いながら消しゴムとエンピツでことばを修正していく」

明治・大正・昭和・平成を生き抜いた柴田トヨさんは、老衰のため老人ホームで１０１歳の生涯を閉じられた。詩集「くじけないで」は１６０万部を超えるベストセラーとなった。

（草津温泉　湯畑）

「ねえ　不幸だなんて　溜息をつかないで　日差しやそよ風はえこひいきしない　夢は平等に見られるのよ　私　辛いことがあったけど生きていてよかった　あなたもくじけずに」

（柴田　トヨ　１０１歳 没）

令和の新時代。静かに読んでみたい詩集である。　（K・H）

いよじょのしゃべり場
２月２６日（水）
13:00～15:00
総合保健福祉センター３階
「みんくる」でやってます♪

適応指導教室「はばたき」　～子どもは子ども同士の関わりから育っていく～

不登校や相談室登校などになると家庭で過ごす時間が多くなり、「人と話したくない」「人に会いたくない」と言ってあまり外出しなくなります。中には、話す友達もいなくて目的のない毎日を送っている子もいます。

家族だけで悩んでいる保護者の方やお子さん方、一度はばたき教室に来て実際に活動の様子を見学してみませんか？

はばたき教室の子どもたちは、少人数の中で毎日一緒に過ごしていることで、必然的に他の人との関わりが出てきます。その関わりを通して子どもたちは、自分でも気が付かないうちに笑顔が出て、自分から話しかけるようになっています。

信じられないかもしれませんが本当です。子どもたちは友達と話したり一緒に体験をしたりすることで、少しずつエネルギーもたまり、友達と関わることでどんどん心も身体も元気になっていきます。

子どもが将来自立するためには、社会の中で人と関わることができる力が何より大切です。

是非、はばたき教室の様子をご自分の目で見て、実際に体験をしてみてください。

お子様の不登校や適応指導教室に関する相談の連絡先（電話番号０８９－９８９－５０２２　直通）

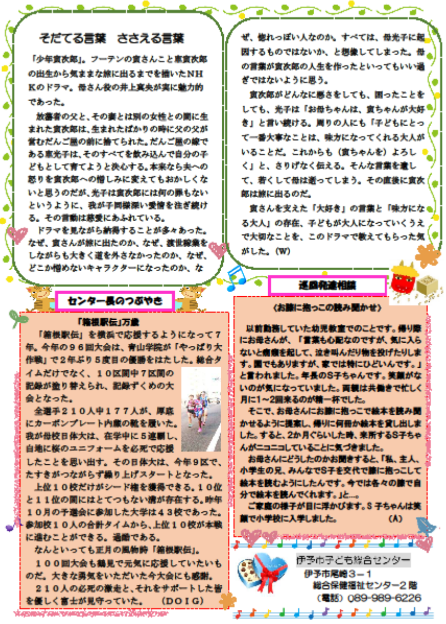

そだてる言葉　ささえる言葉

「少年寅次郎」。フーテンの寅さんこと車寅次郎の出生から気ままな旅に出るまでを描いたNHKのドラマ。母さん役の井上真央が実に魅力的であった。

放蕩者の父と、その妻とは別の女性との間に生まれた寅次郎は、生まれたばかりの時に父の父が営むだんご屋の前に捨てられた。だんご屋の嫁である車光子は、そのすべてを飲み込んで自分の子どもとして育てようと決心する。本来なら夫への怒りを寅次郎への憎しみに変えてもおかしくないと思うのだが、光子は寅次郎には何の罪もないというように、我が子同様深い愛情を注ぎ続ける。その言動は慈愛にあふれている。

ドラマを見ながら納得することが多々あった。なぜ、寅さんが旅に出たのか、なぜ、渡世稼業をしながらも大きく道を外さなかったのか、なぜ、どこか憎めないキャラクターになったのか、なぜ、惚れっぽい人なのか。すべては、母光子に起因するものではないか、と想像してしまった。母の言葉が寅次郎の人生を作ったといってもいい過ぎではないように思う。

寅次郎がどんなに悪さをしても、困ったことをしても、光子は「お母ちゃんは、寅ちゃんが大好き」と言い続ける。周りの人にも「子どもにとって一番大事なことは、味方になってくれる大人がいることだ。これからも（寅ちゃんを）よろしく」と、さりげなく伝える。そんな言葉を遺して、若くして母は逝ってしまう。その直後に寅次郎は旅に出るのだ。

寅さんを支えた「大好き」の言葉と「味方になる大人」の存在、子どもが大人になっていくうえで大切なことを、このドラマで教えてもらった気がした。（W）

センター長のつぶやき

「箱根駅伝」万歳

「箱根駅伝」を横浜で応援するようになって７年。今年の９６回大会は、青山学院が「やっぱり大作戦」で２年ぶり５度目の優勝をはたした。総合タイムだけでなく、１０区間中７区間の記録が塗り替えられ、記録ずくめの大会となった。

全選手２１０人中１７７人が、厚底にカーボンプレート内蔵の靴を履いた。我が母校日体大は、在学中に５連覇し、白地に桜のユニフォームを必死で応援したことを思い出す。その日体大は、今年９区で、たすきがつながらず繰り上げスタートとなった。

上位１０校だけがシード権を獲得できる。１０位と１１位の間にはとてつもない溝が存在する。昨年１０月の予選会に参加した大学は４３校であった。参加校１０人の合計タイムから、上位１０校が本戦に進むことができる。過酷である。

なんといっても正月の風物詩「箱根駅伝」。

１００回大会も鶴見で元気に応援していたいものだ。大きな勇気をいただいた今大会にも感謝。

２１０人の必死の激走と、それをサポートした皆を優しく富士が見守っていた。　（DOIG）

巡回発達相談

（お膝に抱っこの読み聞かせ）

以前勤務していた幼児教室でのことです。帰り際にお母さんが、「言葉も心配なのですが、気に入らないと癇癪を起して、泣き叫んだり物を投げたりします。園でもありますが、家では特にひどいんです。」と言われました。年長のS子ちゃんです。笑顔がないのが気になっていました。両親は共働きで忙しく月に1～2回来るのが精一杯でした。

そこで、お母さんにお膝に抱っこで絵本を読み聞かせるように提案し、帰りに何冊か絵本を貸し出しました。すると、2か月ぐらいした時、来所するS子ちゃんがニコニコしていることに気づきました。

お母さんにどうしたのかお聞きすると、「私、主人、小学生の兄、みんなでS子を交代で膝に抱っこして絵本を読むようにしたんです。今では各々の膝で自分で絵本を読んでくれます。」と…。

ご家庭の様子が目に浮かびます。S子ちゃんは笑顔で小学校に入学しました。（A）

伊予市子ども総合センター
伊予市尾崎３－１
総合保健福祉センター２階
（電話）089-989-6226

高知県

第１：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

１．経過（平成 29 年度～令和２年３月まで）

平成 30 年 11 月 29 日	子ども家庭総合支援拠点に関する市町村向け説明会 （日本大学危機管理学部の鈴木秀洋准教授を招き、子ども家庭総合支援拠点についての講演を実施。計 23 市町村参加）
平成 31 年２月	子ども家庭総合支援拠点設置に向けた取組状況等についてヒアリングを実施（計 11 市町村）
令和元年５月～９月	各市町村児童家庭相談担当部署の管理職等を対象に、子ども家庭総合支援拠点設置に向けた課題や取組について意見交換を実施（計 27 市町村）
令和元年 10 月～11 月	各市町村児童家庭相談担当部署及び母子保健担当部署の管理職等を対象に、子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの機能について説明するとともに、両部署の連携等についての聴き取り、ディスカッションを実施（計 34 市町村）
令和２年１月 16 日	子ども家庭総合支援拠点に関する市町村向け説明会 （子ども家庭総合支援拠点設置促進に向けた令和２年度における高知県の支援等について説明。計 29 市町村参加）

２．県の取組（有効であったと考えているところ）

高知県においては、平成 28 年度から「子どもの見守り体制推進交付金」を創設し、庁内外の関係機関との連携強化を担う職員を配置する市町村に財政支援を行うことで、各市町村の人員体制強化を支援してきた。

また、各市町村を対象とした説明会の開催に加え、市町村訪問による聴き取りや説明も行い、子ども家庭総合支援拠点設置に向けた各市町村への働き掛けや地域ごとの課題の把握をきめ細かく行った。

３．県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成 29 年４月現在【０自治体】

平成 30 年４月現在【２自治体：香南市、いの町】

平成 31 年４月現在【２自治体：香南市、いの町】

４．県としてのコメント

これまでの取組により、令和２年度からは複数の自治体において子ども家庭総合支援拠点が設置される見込みである反面、小規模な自治体では必要な人員確保が難しいことから設置の目途が立っていないところも多い。

高知県としては、住んでいる地域に関わらず必要な支援が行き届くよう、県独自の市町村への財政支援を継続するとともに、市町村の人材確保・育成への支援を積極的に行い、令和４年度までに全市町村で子ども家庭総合支援拠点が設置されることを目指す。

第２：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

１．香南市

【過去】	【現在】	【未来】
開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）
専門職(保健師)1 名、家庭相談員 2 名、虐待防止ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ 1 名の職員体制で、相談員が主にケース対応し、定期的な全ケースの進行管理は年 3 回の実務者会議で行っていた。	拠点設置時に調整担当者を専任で配置し相談員 1 名増員。翌年に子ども家庭相談係を創設し係長と保健師を各 1 名増員。毎月定例支援会議を開催し組織的にケース管理している。	虐待対応力をチームで高めていくために研修に参加する。また、児童虐待防止対策コーディネーターを中心に、民生委員と連携を強化していく。
支援をしている家庭や要対協の登録児童、気になる児童と妊婦について、母子保健と福祉事務所で情報交換会を年に 3 回している。	年 3 回の会に追加して、月に 2 回母子保健部署で行う妊婦検討会へ調整担当者及び児童虐待防止対策コーディネーターが参加して、虐待の視点で妊婦の問題や課題を見る。	支援対象妊婦について妊娠 37 週頃に支援プランの振り返りの会を開き、母子保健部署と福祉事務所の意見を集約して産後 1 ヶ月の支援プランを作成する。
要対協で終結後も支援が必要な児童や家庭、要対協に登録しないが相談員が相談や訪問を行う児童や家庭を、児童家庭相談部署対応とし管理や対応がケース担当に任されていた。	左記のようなケースを拠点対応児童として、ケース担当が支援や経過を朝会等で報告し、組織的に協議している。	拠点対応児童の名簿を作成し、経過観察等について組織的な進捗管理の方法や体制を確立していく。

２．いの町

【過去】	【現在】	【未来】
開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

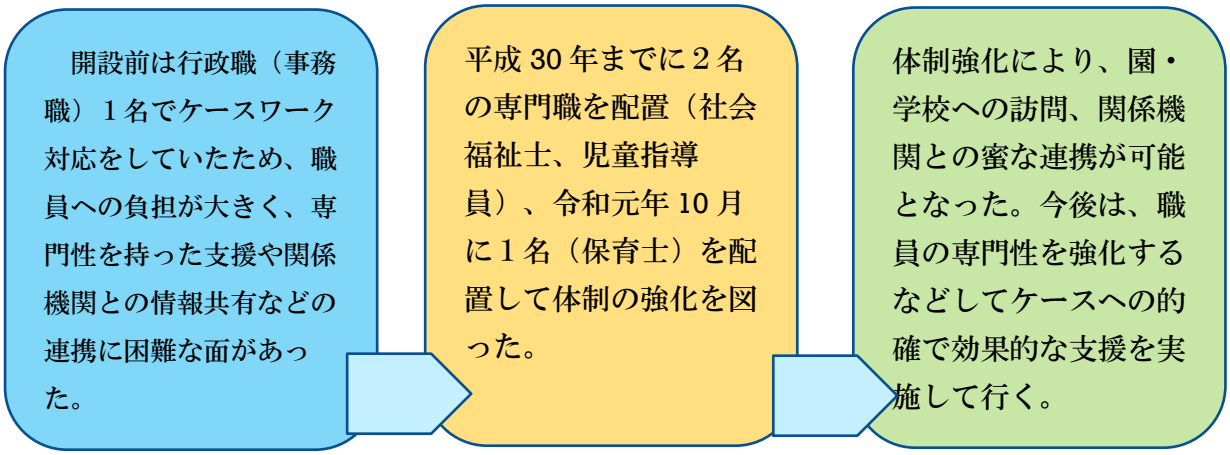

第３：紹介自治体の詳細（香南市、いの町）

香南市

１　自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

香南市は、県都高知市の東部約 17 ㎞に位置します。市の南部地域は、太平洋に面する自然豊かな景観の海岸部と肥よくな平野部が東西に広がり中部地域は低山が連なる中に里山環境が広がっています。また北部地域は標高 300~600ｍの四国山地の一部を構成しており、これらの山々を源流とする物部川など、水と緑が豊かな地域です。

②面積：126.48 ㎢　（東西約 20 ㎞、南北約 15 ㎞）

③人口：33,333 人　　14,993 世帯　（Ｒ1.8 月末現在）

④児童数：5,145 人

⑤類型（小規模等）：小規模Ａ型

２　自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

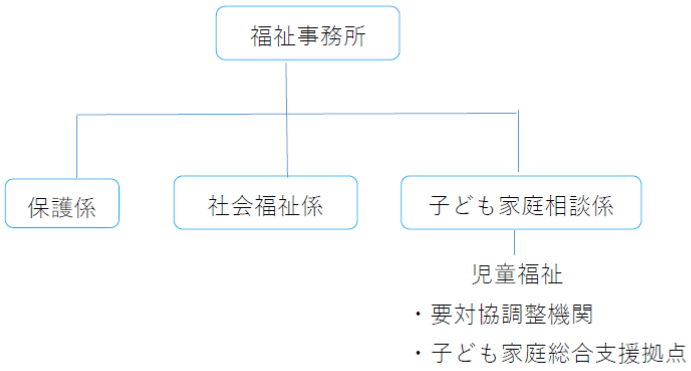

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：平成３０年４月】

（1）　特徴

ア　養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

	相談件数	左記のうち虐待と判断された件数	虐待と判断された件数の内訳				児相への送致ケース	一時保護
			身体的	心理的	性的	ネグレクト		
平成２８年	145 件	65 件	12 件	41 件	0 件	12 件	2 件	7 件
平成２９年	142 件	69 件	16 件	32 件	1 件	20 件	0 件	4 件
平成３０年	163 件	48 件	11 件	24 件	0 件	13 件	2 件	3 件

イ　児童虐待対応として工夫している事項　　〔マニュアル P. 12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①実情の把握

・住民基本台帳により住所や世帯構成等を把握

・児童の所属する機関を把握

・母子保健事業（予防接種・乳幼児健診の受診状況）との関わりを把握

・その他生活保護やひとり親家庭等の制度の関わりがないか確認

・税情報、民生委員児童委員、前居住地等

②相談対応

・虐待通告に対しては、要対協の調整担当者が初期対応を行う

・その他の相談については、担当地区の家庭相談員が初期対応から調査、家庭支援を担当

・関係機関との関わりや生活実態、成育歴等を調査し、相談内容や課題に応じて支援を行う

・職員同士の情報共有会「朝会」を行う

③総合調整

・要対協の調整機関の機能として、関係機関との連携が重要であり、ケース会議や定例支援会で話し合った役割分担や支援の方向性をもとに日々関係機関と情報共有、情報連携を行っている。

④調査、支援及び指導

・児童福祉法に基づき必要な調査を行う

・「定例支援会議（月 2 回実施）」で直近の児童、家庭の状況や支援の効果等を協議し、問題点、課題に対して支援内容やリスクランクの見直し、検討を行い支援プランを作成している。

・リスクランクに応じて毎月又は隔月でリスクアセスメントシートを使って組織的に重症度緊急度の確認を行っている。

⑤他関係機関との連携

・母子保健の主管課である健康対策課との連携では、要対協に登録されている児童や母子保健事業のなかで気になる児童についての情報交換を年 3 回行い、特定妊婦については健康対策課の妊婦検討会に要対協の調整担当者や児童虐待防止対策コーディネーターが参加して虐待対応の視点で特定妊婦の把握や意見交換を行っている。

・市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、その他登録児童が所属している託児所、高等学校、養護学校等に年３回訪問し、要対協に登録している児童の状況や家庭の状況について情報交換をして共有し、気になる児童についても聞き取りを行い早期発見早期対応に努めている。

・医療機関との連携では、個別ケースの支援において必要に応じて医療機関への情報提供や病状調査を行い、情報収集や共有をして支援に繋げている。また、産科医療機関（3 か所）との妊産婦の情報交換会に母子保健部署とともに参加し、早期発見や支援に努めている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携　　〔マニュアル P. 6～7 参照〕

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・子育て世代包括支援センターは、平成 28 年 4 月設置し、児童虐待防止対策コーディネーターを平成 28 年 5 月に配置。子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーターと児童虐待防止対策コーディネーターが母子保健と福祉の窓口となり情報連携を密にしている。 ・年に 3 回、母子保健で特に支援を行っている家庭と要対協の登録児童及び気になる児童について情報交換を行っている。	⇒	・今までの取り組みの他、平成 30 年度から母子保健部署で行われている妊婦検討会へ調整担当者及び児童虐待防止対策コーディネーターが参加して虐待の視点で妊婦の問題や課題を見るようにしている。

②児童相談所との連携　〔マニュアルP.9参照〕

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・個別ケースについて、適宜、連絡、相談し、助言を得る等、日々の連携に努めている。	⇒	・個別ケースについて、適宜、連絡、相談し、助言を得る等、日々の連携に努めている。児童相談所が作成した「リスクアセスメントシート」を市が共通して使うことにより、ケースの重症度や緊急度を共通理解できている。 ・年に数回、児童相談所の市町村支援専門監等が定例支援会議等へ参加し、市の対応（見立てや支援内容等）について助言、指導を行うことにより、市職員のスキルアップにつながっている。

③要保護児童対策地域協議会の活用　〔マニュアルP.8参照〕

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・児童福祉の担当部署が要対協調整機関を担っていたため、支援拠点も児童福祉の担当部署に設置。 ・要対協を終結した児童のうち引き続き家庭相談員の支援が必要な児童、家庭や要対協の登録とはしなかった児童、家庭のうち、家庭相談員が相談や訪問を行う児童、家庭を拠点対応として支援することとした。	⇒	・「子育て３課連絡会」として、こども課（保育所、幼稚園、子育て支援センターを所管）、健康対策課（母子保健事業、子育て世代包括支援センターを所管）、福祉事務所（子育て家庭支援拠点、要対協調整機関を所管）の子どもに関わる３課の管理職を含めた担当職員が集まり、各課の取り組みや課題等を共有し、共通認識を図りながら３課の事業連携や合同事業を実施している。

④人員配置　〔マニュアルP.4、25～27参照〕

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：3名（内非常勤3名） 保健師　：　1名（内非常勤0名） 児童虐待防止対策コーディネーター：1名（内非常勤1名）	⇒	子ども家庭支援員：2名（内非常勤2名） ＊1名雇用予定 保健師　：　2名（内非常勤0名） 児童虐待防止対策コーディネーター：1名（内非常勤1名） 係長：1名（内非常勤0名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕

のいちふれあいセンター外観

子育て家庭総合支援拠点事務室（福祉事務所）

授乳室を兼ねた交流スペース

相談室

４．拠点設置の効果及びメリット

・補助金を活用して、専門的な資格のある人員を増やすことにより体制を強化し、より迅速で丁寧な対応や支援を行うことができている。

・要対協の管理ケース以外に児童家庭相談部署で対応や支援（主に家庭相談員が相談や訪問により支援）を行っていたケースについて、拠点の設置により「拠点対応」とすることになったため支援内容の確認等、管理の方法について改めて検討するようになった。

いの町

１．自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

②面積：**470.97㎢**

③人口：22,840 人（Ｈ３１年４月現在）

④児童数：2,712 人（Ｈ３１年４月現在）

⑤類型（小規模等）：**小規模Ａ型**

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

いの町教育委員会相談体制組織図

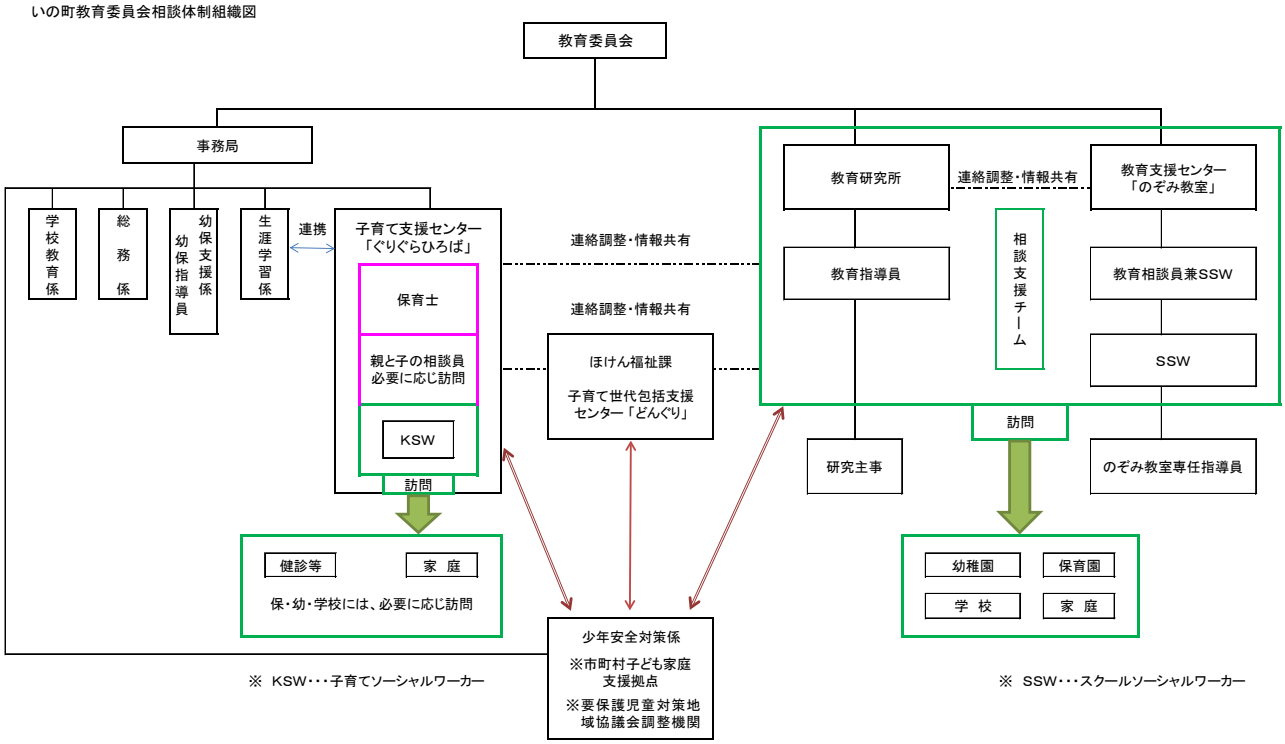

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：Ｈ３０年４月】

（１）特徴

ア　養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

	相談件数	左記のうち虐待と判断された件数	虐待と判断された件数の内訳				児相への送致ケース	一時保護
			身体的	心理的	性的	ネグレクト		
Ｈ２８	32	8	6	2	0	0	1	1
Ｈ２９	36	11	7	2	0	2	4	4
Ｈ３０	89	17	9	6	0	2	3	3
令和元年(８末現在)	40	8	1	6	0	1	0	0

イ　児童虐待対応として工夫している事項　　〔マニュアル P. 12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

① 実状の把握②相談対応③総合調整

・各園、学校へ相談支援チーム、子育てスクールソーシャルワーカー、要対協が定期的に訪問を実施して、児童等の様子を観察することや、保育士、教諭との情報共有から児童の変化に応じた即時の対応に努めている。

・主任児童委員と随時、情報共有、連携を実施している。

・支援が必要な児童や家庭等については、随時、関係機関によるケース会を開催して、支援方針の協議を実施している。

④調査、支援及び指導等

・受理会議後、必要な調査を実施して、アセスメントシートを活用したリスク判定を行い、在宅支援を実施するのか、一時保護を念頭に置いた対応を実施するのか、児童相談所と協議しながら対応をしている。

⑤他関係機関との連携

・母子保健担当部署

月１回定例会を開催して、情報共有を実施しており、特定妊婦や支援が必要な家庭の、現況確認、支援方針等を協議している。

・相談支援チーム、子育て支援センター

月２回程度、情報共有の場を設けており、支援が必要な児童の把握に努めている。

・グループウェアを利用して関係部署と横断的な情報共有をしている。

グループウェアでは、ケース毎に共有する担当者を制限し、担当者の書き込みを可能とすることで、個人情報の漏えいを防ぐと共に、タイムリーな情報を共有することで必要な支援に繋げることができる。

・面談、家庭訪問は、家庭の状況に応じて、要対協のみでなく、保健師やスクールソーシャルワーカーと協力して実施するなどして、適切な関係機関に引き継ぐよう努めている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携　〔マニュアル P.6～7 参照〕

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
月１回定例会を開催して、情報共有を実施しており、特定妊婦や支援が必要な家庭の、現況確認、支援方針等を協議している。	⇒	（変更なし） 月１回定例会を開催して、情報共有を実施しており、特定妊婦や支援が必要な家庭の、現況確認、支援方針等を協議している。

②児童相談所との連携　〔マニュアル P.9 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・日頃から、情報共有、協議、助言などの協力体制を築いている。 ・児童相談所で、２週間の実務研修を実施している。	⇒	（変更なし） ・日頃から、情報共有、協議、助言などの協力体制を築いている。 ・児童相談所で、２週間の実務研修を実施している。

③要保護児童対策地域協議会の活用　〔マニュアル P.8 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・支援拠点が要対協調整機関、家庭児童相談室を担っている。 ・いの町要保護児童対策地域協議会運営要綱により実施している。	⇒	（変更なし） ・支援拠点が要対協調整機関、家庭児童相談室を担っている。 ・いの町要保護児童対策地域協議会運営要綱により実施している。

④人員配置　〔マニュアル P.4、25～27 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：２名（内非常勤０名） その他事務職員等：２名（内非常勤０名）	⇒	子ども家庭支援員：２名（内非常勤０名） その他事務職員等：２名（内非常勤０名）

（3）相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕

〇いの町　フロア（相談室等）

庁舎１階フロア
会議室

庁舎３階フロア
１３０１会議室

庁舎２階フロア
キッズスペース

４．拠点設置の効果及びメリット

既存の連携体制を基に支援拠点を設置したため、支援体制など違和感なく受け入れることが出来ている。また、支援体制が改めて定義されたことにより、心機一転、モチベーションのアップに繋がっている。

なお、支援体制については、引き続き、母子保健、子育て包括支援センター、ＳＳＷ、教育委員会、幼保学校がチームとして機能し、日常のスクリーニングや虐待の早期発見、妊産期からの早期対応に取り組むことが出来ている。

長崎県

第１：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

１．経過（平成 29 年度～令和 2 年 3 月まで）

（１）説明会の開催

平成２８年の児童福祉法改正で、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記され、本県においても、子どもの最善の利益を念頭に、子どもの家庭養育優先原則の実現に向けて、平成 26 年度に策定した「長崎県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、新たに「長崎県社会的養育推進計画」を定め、社会的養育の体制整備を推進することとなった。

平成３０年１２月、市町、里親・ファミリーホーム、児童福祉施設、児童相談所を対象に開催した「長崎県社会的養育推進計画関係者説明会」の中で、子ども家庭総合支援拠点に関して、拠点の概要、既設置自治体の取組等を紹介した。

（２）研修の実施

要保護児童対策地域協議会調整担当研修を前期と後期で全５日間、児童福祉司任用前と任用後研修を全７日間実施している。

（３）ヒアリング調査

平成 28 年度に各市町との個別協議の中で、拠点設置の課題と整備予定を確認した。令和元年度は、各市町への訪問やテレビ会議により、拠点設置に必要な職員配置、設備等の情報を共有し、各市町の設置に向けた検討状況や設置にあたって解決すべき課題等を聞き取り、必要な助言等を行った。

２．県の取組（有効であったと考えているところ）

令和元年度は、スタートアップマニュアル（厚生労働省平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）を活用することで、設置に向け必要な取組について、市町とより具体的に共有することができた。

３．県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成 29 年 4 月現在【3 自治体：佐世保市、大村市、長与町】

平成 30 年 4 月現在【1 自治体：諫早市】

平成３１年４月現在【1 自治体：時津町】

令和元年 11 月現在【1 自治体：長崎市】

４．県としてのコメント

「家庭養育優先原則」を実現するため、まずは、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することが必要である。そのために、地域の子どもや家庭を対象に、子育ての悩みや困りごと、児童虐待等について、専門の相談員が対応する「子ども家庭総合支援拠点」の全市町設置に向けて、今後も支援を行う。

第２：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

１．大村市

【過去】	【現在】	【未来】
開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）
開設前に、人員確保、保健部門等との連携、人材育成等について特に課題はなかった。 今後も、要綱に定められている資格等該当者の継続的な確保が必要である。	相談員の雇用については、市人事課に有資格者の採用を依頼している。また、積極的に研修を受講し知識及びスキルの向上に努めている。	相談員について、市人事課に有資格者の配置を継続的に要求していくとともに、積極的な研修への受講を継続し人材育成に努めていく。

熊本県

第１：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

１．経過（平成 29 年度～令和２年３月まで）

平成 29 年度　児童虐待防止に係る市町村担当課長研修会

講師：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室

平成 30 年度　児童虐待防止に係る市町村担当課長研修会

講師：西南学院大学　教授　安部　計彦氏

平成 31 年度　①児童虐待防止に係る市町村担当課長研修会

講師：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

②市町村要保護児童対策地域協議会における担当者フォローアップ研修

講師：厚生労働省子ども家庭総合支援拠点設置に向けたアドバイザー

医療法人井上小児科医院　院長　井上　登生氏

③児童虐待防止トップセミナー（市町村長対象）

講師：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室

２．県の取組（有効であったと考えているところ）

同上

３．県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成 29 年 4 月現在【（１）自治体：玉東町】

平成 30 年 4 月現在【（２）自治体：合志市、多良木町】

令和 31 年 4 月現在【（１）自治体：宇城市】

４．県としてのコメント

熊本市を除く県内 44 市町村のうち、支援拠点を設置している市町村は 4 自治体。

令和 2 年度中の開設を予定している市町村が 5 自治体。

県の取組みとして、令和 2 年度を支援拠点設置促進における重点期間と位置づけ、国の新プランで目標とされた 2022 年度までの各市町村への子ども家庭総合支援拠点設置に向けて、各市町村児童福祉及び保健担当課を対象に研修を行うほか、児童相談所と連携し、各市町村を訪問の上、個別の支援を行うこととしている。

第２：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

１．玉東町

【過去】	【現在】	【未来】
開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

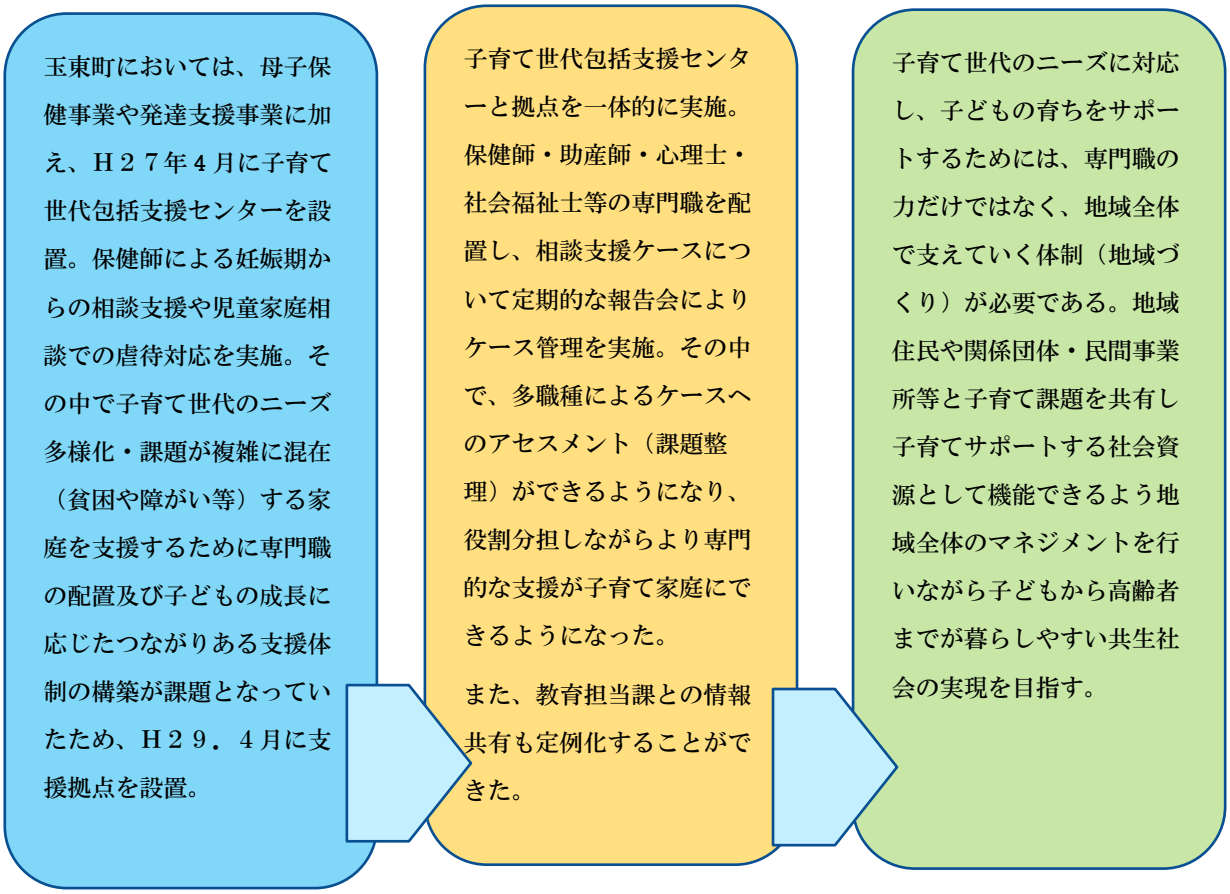

第３：紹介自治体の詳細（玉東町）

玉東町

１．自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

②面積：２４．３３Ｋｍ²

③人口：５，２６６人（　令和元年５月末　現在）

④児童数：８４３人　（　令和元年５月末　現在）

⑤類型（小規模等）：小規模Ａ

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

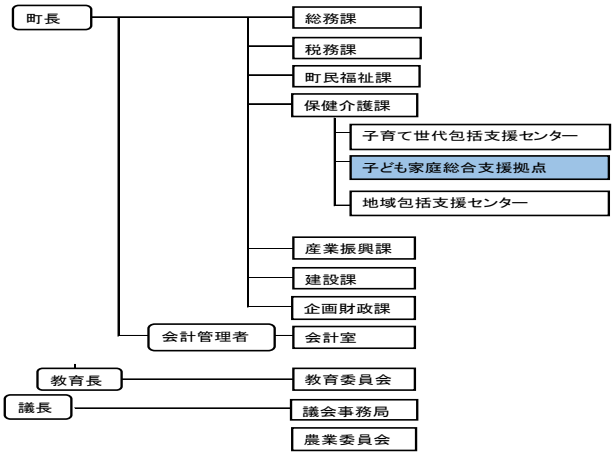

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：平成２９年　４月】

(1)　特徴

ア　児童虐待に係る相談件数等の推移（3 年分）

年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
件数	6	１１	3

イ　児童虐待対応として工夫している事項　〔マニュアル P. 12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

① 実情の把握：家庭に関する客観的かつ正確な情報を収集するために複数のスタッフで可能な限り対応する。また、関係機関からの情報収集を分担して行っている。

② 相談対応：精神保健福祉士をスーパーバイザーとして雇用し、スタッフの相談対応の向上を図っている。

③ 支援及び指導等：支援・介入の強弱を意識しスタッフの役割分担を行う。また、必要に応じて心理職もチームとして支援を行う。

(2) 開設時の課題と現状と今後の展望について

①子育て世代包括支援センターとの連携　〔マニュアル P. 6～7 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
同じ保健介護課内に拠点とセンターを設置。相談の入口、情報の入口がどちらなのかでそれじれに対応し多問題を有する家庭が混在している状況もあった。家庭の状況等の情報共有を行い、支援の緊急性や重症度を判断していくための定期的（月１回）会議を継続して行っている。	⇒	妊娠期・新生児期から幼児期へと切れ目なく支援していくための制度設計の明確化・システム化が課題。年齢だけではなく、拠点として妊娠期から介入の必要性の高い家庭の把握と支援の開始ができるように共通のリスクアセスメントの点数化により判断していく。

②児童相談所との連携　〔マニュアル P. 9 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
児童相談所への送致後の役割分担が難しいケースがあった。送致後も家庭の現状や拠点の役割を把握するために児童相談所へ声をかけケース検討会議を実施した。	⇒	送致という形で最終的には児童相談所へ機能的な介入を求めていたが、ケースによっては、情報提供もかねたリスクアセスメント（見立て）支援がほしい場合もある。ケース検討を通じて、児童相談所との機能分担による支援も必要だが、つながりながらケースの状況に柔軟に対応していく体制づくりを行う。

③要保護児童対策地域協議会との連携　　〔マニュアル P. 8 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
要保護児童に関する調査・支援において要対協との連携は必須であり、常に双方向での情報共有が必要であるが、調整機関が動きながら情報提供・情報収集を行っている。	⇒	双方向での情報共有を図ることで、リスクアセスメントの見直しやそれに基づく支援方針の決定につながる。ケース検討会議で役割分担等を行っているが、状況報告等を主担当機関に集約するような流れを作っていく。

④人員配置　　〔マニュアル P. 4、25～27 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
子ども家庭支援員：３名（内非常勤１名） 心理担当支援員：０名（内非常勤　名） 虐待対応専門員：０名（内非常勤　名） その他事務職員等：０名（内非常勤　名） 専門性の確保が課題となり、常勤の保健師が他業務との兼務により配置基準を満たしながら実施。	⇒	子ども家庭支援員：４名（内非常勤１名） 心理担当支援員：０名（内非常勤　名） 虐待対応専門員：１名（内非常勤１名） その他事務職員等：０名（内非常勤　名） 子育て世代包括支援センター及び発達相談業務と一体的に実施することにより、専門性の確保及び効果的な事業展開が可能となる。

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕

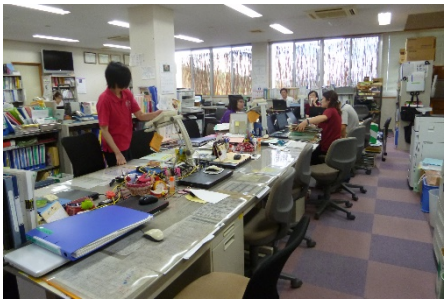

宮崎県

第１：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

１．経過（平成 29 年度～令和２年３月まで）

平成 31 年４月　市町村担当者会議にて支援拠点の説明を実施

４月　市町村に対し、支援拠点設置に係る意向調査を実施

令和元年８月　支援拠点未設置である自治体（一部）にヒアリングを実施

令和２年１月　市町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けた研修会

・子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けたアドバイザーである山口県岩国市の職員を講師に招き、同市の先進的な取組を紹介

・県内で設置している３自治体より取組を紹介

・グループワークにて、「支援拠点を設置したことによる相談支援のメリット」をテーマに議論

・支援拠点に関する補助金等の説明

令和２年１月　令和２年４月１日より支援拠点を開設する自治体に、子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けたアドバイザーを派遣し、児童福祉担当部署のみならず、母子保健、人事課、町民課、税務課等の職員に対し、支援拠点の役割等を説明し、開設に向け具体的なアドバイスをしていただいた。

２．県の取組（有効であったと考えているところ）

１．に同じ

３．県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成 29 年４月現在【１自治体：高鍋町】

平成 30 年４月現在【２自治体：高鍋町、都城市】

平成 31 年４月現在【３自治体：高鍋町、都城市、串間市】

第２：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

１．串間市

【過去】	【現在】	【未来】
開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

・関係機関との連携

・職員体制として、設置要綱に沿った専門職が継続的に配置できるが不透明である。

子育て世代包括支援センター：母子保健コーディネーター（看護師）と毎日、情報共有を行う場ができた。

相談窓口を一本化したことで情報が入りやすく、関係機関との連携も図りやすくなった。

地域子育て支援センター：直営の地域子育て支援センターが同一施設内にあり、親子関係や保護者の表情が気になる点などがあれば情報提供してもらうようになった。

社会福祉協議会：同一施設内にあるので、貧困家庭へのセーフティ事業や就労支援等の相談等の繋ぎが早急に対応できるようになった。

・学校との連携について情報共有などが十分でないという課題があるため、今後検討予定。

・職員体制について、継続的に専門職の配置ができるよう、計画的な採用等を含め人事担当課に要望を行って行く。

第３：紹介自治体の詳細（串間市）

串間市

１．自治体の概要　　串間市

①県内地図（県内の市等の位置）

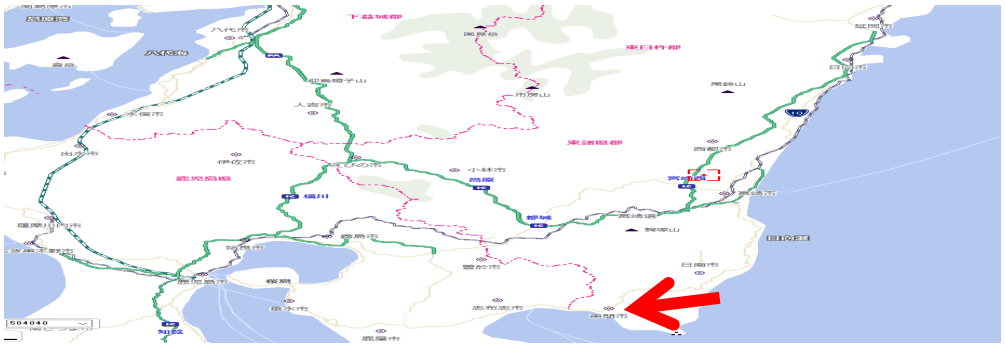

②面積：295.16 ㎢

③人口：17,393 人　　（　令和元年　９月現在）

④児童数：2,411 人　　（　令和元年　９月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模Ａ型

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

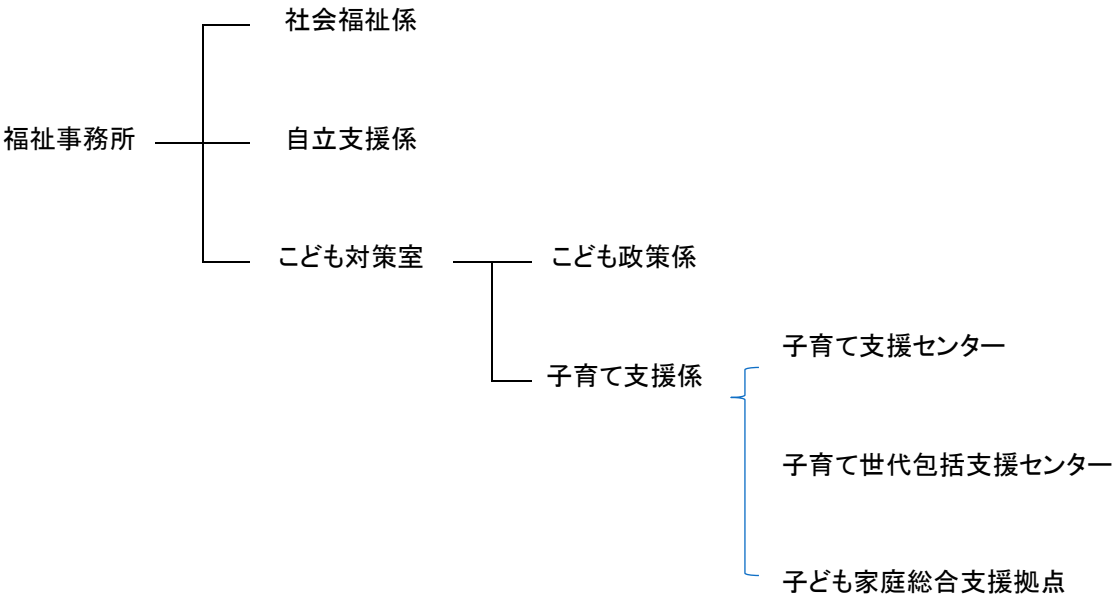

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：平成３１年　４月】

(1)　特徴

ア　養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

H28　34 件

H29　49 件

H30　31 件

イ　児童虐待対応として工夫している事項　　〔マニュアル P.12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

同一部署において子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターを実施しており、従来から設置している家庭児童相談室も同じ施設内あるため、連携しやすい。この３者については、毎日、情報共有を行い、母子保健及び子育て支援双方の支援検討を幅広く行っている。

また、月に１回行政の教育担当者・保育施設担当者・ひとり親担当者を交えての子育て支援会議を実施し情報共有及び各機関での調査・支援を検討している。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携　　〔マニュアル P.6～7 参照〕

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
以前より同一部署において母子保健と子育て支援業務を行っていたので、双方間での情報共有は図られていた。ケースの相談内容によって業務を振り分けており、ケースによっては、双方で支援を行うケースもある。	⇒	上記で述べているように、開設後も同一部署において実施しているので、情報共有等連携は図られている。

②児童相談所との連携　　〔マニュアル P. 9 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
ケースによって情報共有	⇒	開設後は支援拠点が要保護児童対策地域協議会調整機関を担うようになったが、元々同一部署で行っていたので、児童相談所の連携体制は以前と変わらない。

③要保護児童対策地域協議会の活用　　〔マニュアル P. 8 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
支援拠点が調整機関を担っている。	⇒	同左

④人員配置　　〔マニュアル P. 4、25～27 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：3 名（内非常勤 1 名） 心理担当支援員：　名（内非常勤　名） 虐待対応専門員：　名（内非常勤　名） その他事務職員等：　名（内非常勤　名）	⇒	子ども家庭支援員：３名（内非常勤１名） 心理担当支援員：　名（内非常勤　名） 虐待対応専門員：　名（内非常勤　名） その他事務職員等：　名（内非常勤　名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕

（親子交流スペース）

（事務室）

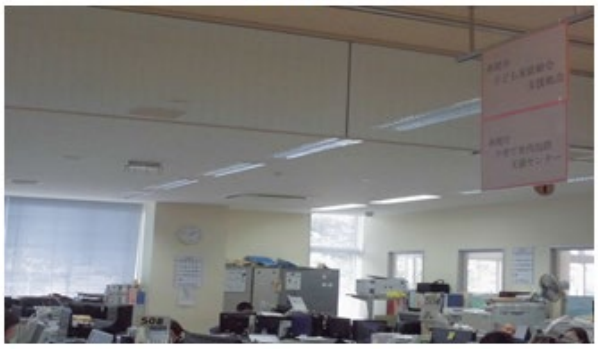

（相談室）

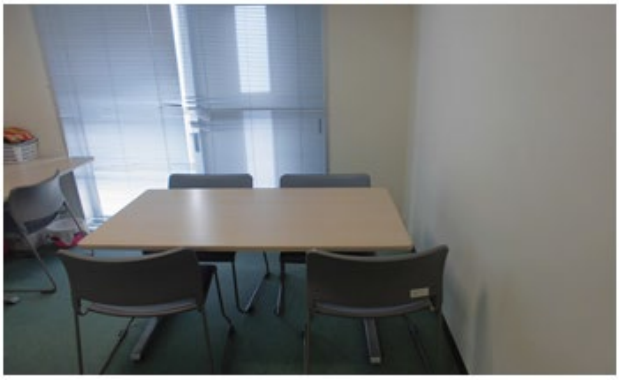

４．拠点設置の効果及びメリット

設置以前から、子育て支援部門と母子保健部門との連携は図られており、かつ他機関との情報共有等の連携を図っていたが、より明確に支援等の調整が図られるようになった。

沖縄県

第１：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

１．経過（平成 29 年度～令和 2 年 3 月まで）

平成 30 年度

① 北部・中部・南部・宮古・八重山の５圏域にて、子ども家庭総合支援拠点の役割や活用できる国庫補助制度等についての行政説明会を実施した。（母子健康包括支援センター説明会との合同開催）

② 県外から専門の講師を招聘し、各市町村の要対協担当職員等を対象として支援拠点の意義や役割について研修を実施した。

③ 市町村児童福祉主管課長会議を開催し、支援拠点の整備に努めるよう周知した。

平成 31 年度

① 各市町村長が出席した沖縄振興拡大会議において、子ども家庭総合支援拠点の説明を行い、設置を促した。

② 市町村職員との連絡会議において子ども家庭総合支援拠点の説明を行った。

③ 個別の市町村訪問を行い、首長等に対し支援拠点の早期設置を促した。

④ 前年度に引き続き、県外から講師を招聘し、各市町村の要対協担当職員等を対象として支援拠点の意義や役割について研修を実施した。

２．県の取組（有効であったと考えているところ）

現場の職員に対し研修や連絡会により支援拠点の説明を行うと同時に、首長に対しても様々な手法で説明を行うことにより、市町村全体の理解が深まり、早期の設置につながると考えている。

３．県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成 29 年 4 月現在【０】

平成 30 年 4 月現在【０】

平成 31 年 4 月現在【１　自治体：那覇市】

（令和元年 10 月に宜野湾市が設置）

４．県としてのコメント

現時点（令和２年２月現在）では、まだ設置自治体は２市のみだが、県に対する相談や問い合わせはこれまでの取組の効果もあり増えてきている。県としては、支援拠点がすべての市町村において早期に設置されるよう、今後も引き続き支援していきたい。

第２：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

１．那覇市

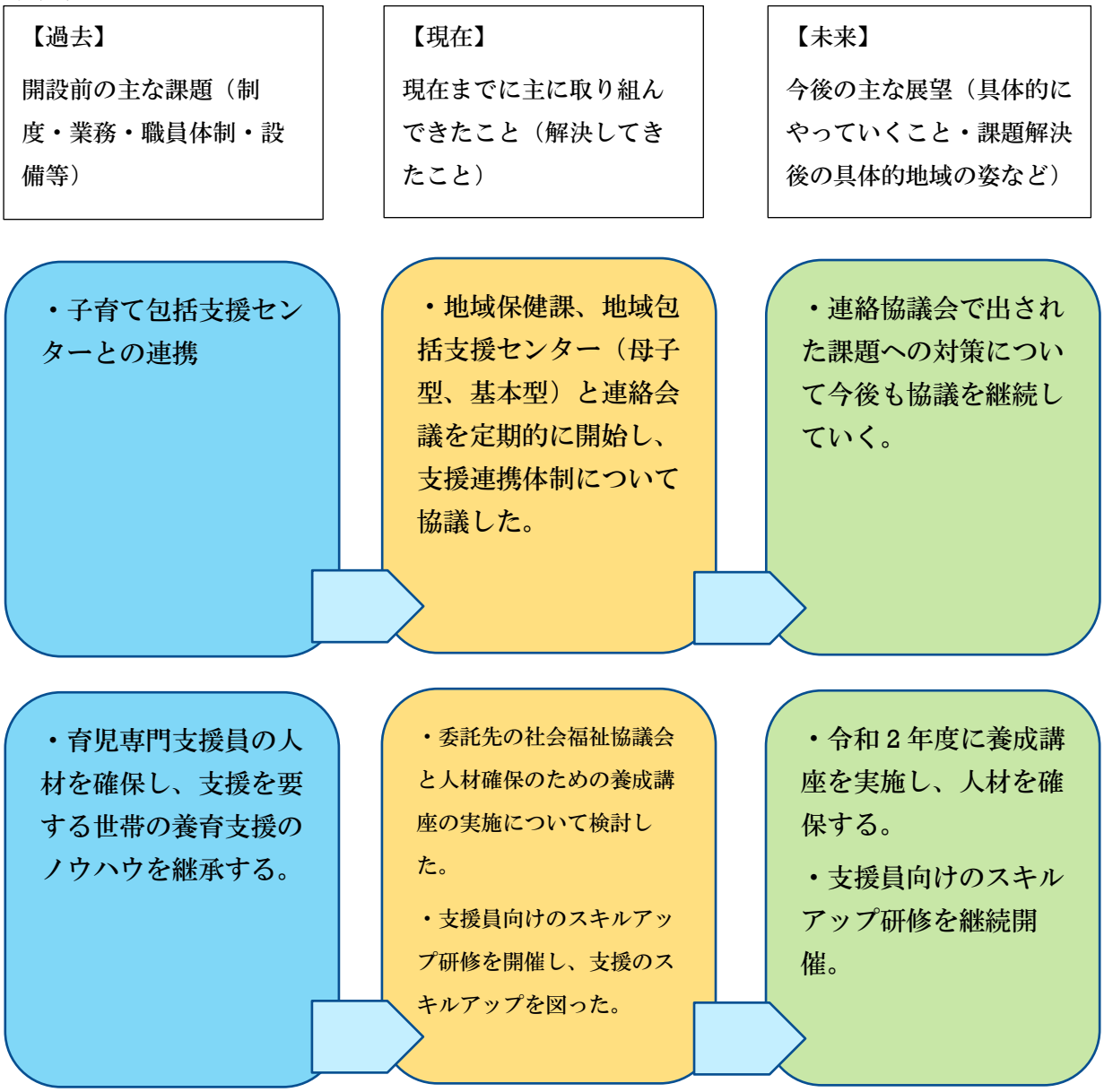

２．宜野湾市

【過去】	【現在】	【未来】
開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）	現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）	今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）
平成 21 年度に組織編成で児童家庭係が組織された。係長 1 名・主事 1 名の体制で組織され、同体制は平成 28 年度まで続いた。	相談件数増加に伴い、職員体制の見直しが行われた。 平成 29 年度：係長 1 名・主査 1 名・主事 1 名 令和 1 年度：係長 1 名・主査 1 名・主事 2 名	・令和 2 年度より係に課長級職員を配置し、組織体制の強化に取り組む。 ・支援拠点最低配置人員を満たす職員配置を継続する
中学校区を単位としたケース担当ではなかったため、家庭相談員と学校・地域との連携方法に混乱が生じていた。	平成 25 年度より各中学校区（4 校区）に家庭相談員を配置した。	児童人口や児童相談件数等の地域性に合わせて、家庭相談員増員配置をすすめる。

第３：紹介自治体の詳細（那覇市、宜野湾市）

那覇市

１．自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

↑（図 1）沖縄県内における那覇市の位置

②面積：39.98 ㎢

③人口：321,920 人（令和元年 10 月現在）

④児童数：61,979（令和元年 10 月現在）

⑤類型（小規模等）：中規模

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

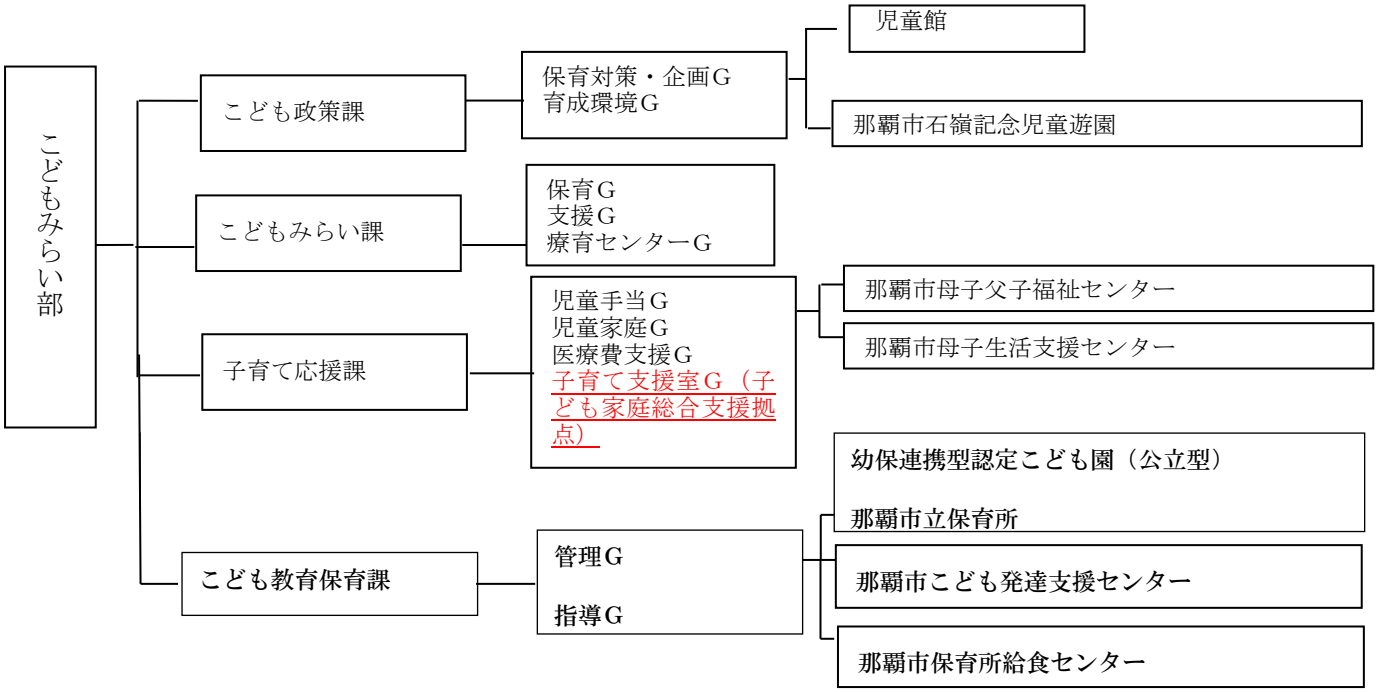

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：平成 31 年 4 月】

(1)　特徴

ア　児童虐待に係る相談件数等の推移（3 年分）

平成 28 年度	241
平成 29 年度	249
平成 30 年度	292

イ　児童虐待対応として工夫している事項　〔マニュアル P. 12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

① 通報ケース等緊急を要するケースの場合は、速やかに緊急受理会議を行い、会議の中で情報収集の役割分担を行い、複数で速やかな情報収集と整理を行う。
② 週４日インテーク会議を行い、インテーク受理後、速やかに複数で対応について協議する体制を取っている。
③ 進行管理会議を年５回から年６回に増やし、要保護登録されている児童全ての進行管理を行っている。会議開催前に参加機関へ対象世帯の台帳を送付し、関係機関で把握している状況を事前に確認させ、参加してもらっている。
④ 拒否が強いケースへの介入について、通院先の医療機関と連携し、状況把握や顔つなぎを依頼している。
⑤ 子育て包括支援センター（母子、基本型）が離れているため、定期的に連絡会議を行い、連携についての課題を共有・検討している。

(2) 開設時の課題と現状と今後の展望について

①子育て世代包括支援センターとの連携　〔マニュアル P. 6～7 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
母子型、基本型、拠点が物理的に離れているため、ケース支援の連携（情報共有や役割分担等）について課題があった。 特定妊婦ケースの場合、共通のリスクアセスメント票を用い、リスクの共有を図り、	⇒	連携してケース支援を重ねる毎に包括と拠点の間で速やかにケース相談がされるようになったが、それでもケースを共有するまでに若干のタイムラグが生じている。今後は常時互いの情報が共有できるよう相談システムの共有化等が必要。

要対協個別支援会議を重ね、支援の役割分担を円滑に図ってきた。		

②児童相談所との連携　〔マニュアル P. 9 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
ケース支援において、児相との間にリスク（緊急性）の判断にズレがあり、連携のやりづらさがあった。できる限り児相に出向き、ケースの見立てや方向性の共有を図った。	⇒	児相や拠点の役割について互いに認識の共有ができていない。そのため、役割分担がスムーズにいかない。児相とは個別事例の相談だけでなく、支援全体の連携の課題について意見交換を行う必要がある。

③要保護児童対策地域協議会との連携　〔マニュアル P. 8 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
・実務者会議、代表者会議において、参加者全員が積極的に参加する議題の選定が難しい。参加者全員が参加・発言できるようグループワーク形式で意見交換を行った。 ・個別支援会議において、関係機関より情報収集目的での開催依頼が多く、要対協本来の目的である支援方針や役割分担の共有化が図られていない。	⇒	・今後も参加者全員が積極的に参加できるような会議の仕掛けを考えていく。 ・個別支援会議の開催依頼を受けた際に依頼機関へ会議開催の目的・必要性について確認していく。

④人員配置　〔マニュアル P. 4、25～27 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
子ども家庭支援員：7 名（内非常勤 6 名） 心理担当支援員：1 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：3 名（内非常勤 2 名） 安全確認対応職員：1 名（内非常勤 1 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 0 名）	⇒	子ども家庭支援員：7 名（内非常勤 6 名） 心理担当支援員：1 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：3 名（内非常勤 2 名） 安全確認対応職員：1 名（内非常勤 1 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 0 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕

↑（写真 1）子育て支援

↓（写真 2）個別相談室

←（写真 3）個別相談室内の
キッズスペース

4．拠点設置の効果及びメリット

拠点設置に伴い、相談員が２名増員できた。それにより、各相談員の担当地区が細分化でき、地域の関係機関（学校、保育所、医療機関等）との連携が今まで以上に図れるようになってきた。その結果、那覇市の子育て相談機関としても認知され、虐待等の気になる子育て世帯の相談が早期につながるようになり、早い段階から支援ができるようになった。その分、相談対応が増え、マンパワー不足の課題も出てきたが、今後はさらなる人員の拡充と関係機関との連携や役割分担を行い、身近な地域での子育て相談機関としての役割を果たしていけるよう取り組んでいきたい。

宜野湾市

１．自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

②面積：19.80 ㎢

③人口：98,502 人（平成 31 年 3 月現在）

④児童数：19,491 人（平成 31 年 3 月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模 C 型

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

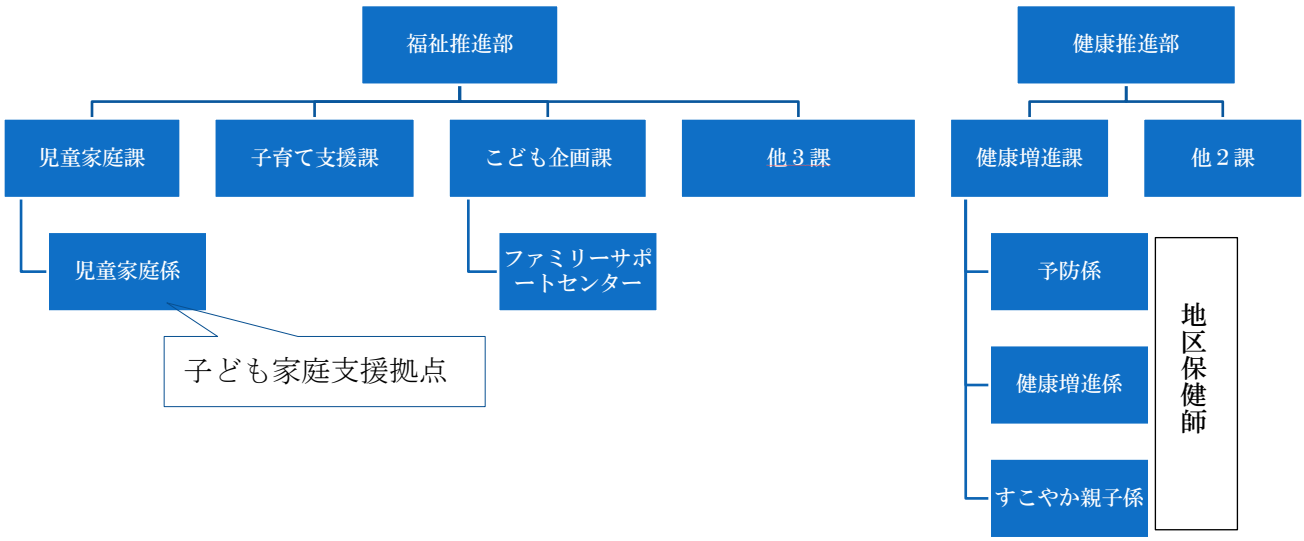

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：令和元年１０月】

(2)　特徴

ア　児童虐待に係る相談件数等の推移（3 年分）

年度／虐待の種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体的虐待	43	28	20
ネグレクト	51	22	17
性的虐待	0	1	0
心理的虐待	69	28	32
合計	163	79	69

＊当該年度の新規相談受付のみの件数

イ　児童虐待対応として工夫している事項　〔マニュアル P. 12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①実情の把握　②相談対応　③総合調整　④調査、支援及び指導等

・市内４中学校区に各１名ずつ地区相談員を配置して、年度初めには全幼小中学校を訪問し、学校長や担当職員との顔合わせによる連携強化を行うとともに、児童虐待通告への意識向上を目的に沖縄県発行の手引き書を用いての説明を実施している。
・一般市民や関係機関からの新規相談対応については、初期対応相談員２名を配置し初期社会調査（住基確認、学校等への在籍状況・状態確認、健診受診状況確認、福祉情報確認、児童相談・女性相談歴の確認等）を速やかに実施している。
・新規受理の相談については、定例処理会議もしくは緊急処理会議にて支援方針を決定し、初期対応相談員から地区相談員へのケース引継ぎが行われる。地区相談員ケースで複雑な課題を抱え、高度な支援を要する世帯については社会福祉士資格を有する主任主事によるバックアップを行いながら支援している。
・要対協ネットワークによるケース会議が必要な場合は、個別支援会議を開催し関係機関での情報共有、援助方針の策定と役割分担の決定を行っている。
・児童相談所児童福祉司継続指導ケースについては、事前に役割分担等を協議し、地区相談員との同行訪問等、適切な指導・支援を実施している。
・地区担当員ケースについては、定期的に見直し会議を開催し、ケース支援の進捗確認、援助方針の見直し、ケース支援の終結可否確認を実施している。

⑤他機関との連携

・母子保健担当課とは、乳幼児健診や訪問事業で気になる世帯についての情報共有を随時行うとともに、三カ月毎に情報共有会議を開催し連携を図るようにしている。

・教育委員会主催の学校支援連絡会に初期対応相談員、地区相談員が出席し新規ケース・継続ケースに関する情報共有を実施している。
・児童家庭係内に要対協の事務局が設置されている。必要に応じて事務局を通した連携（定期情報提供書、個別支援会議、進行管理会議）を実施している。

(2) 開設時の課題と現状と今後の展望について

①子育て世代包括支援センターとの連携　〔マニュアル P.6～7 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
・母子保健担当課（健康増進課）と児童福祉担当課（児童家庭課）の建物が 7 キロ程離れている。また、健康増進課は健康推進部、児童家庭課は福祉推進部と組織も分かれている。 ・保健師、地区相談員間での情報共有は日常的に電話等で行っているが、連携強化目的にて、三カ月毎に情報共有会議を実施している。 ・母子保健関係の情報管理システムを児童家庭課が閲覧することで情報共有を図っている	⇒	・2020 年度に子育て世代包括支援センター設置を予定している。 ・同一場所での執務・両機能を統括する組織編成等、効果的で効率の良い体制作りについての検討が必要。 ・現在の連携方法で取りこぼしなく連携が取れているかの検証が必要である。検証結果に応じ、三カ月毎の情報共有会議の頻度を増やす等の連携方法の見直しが必要。

②児童相談所との連携　〔マニュアル P.9 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
・ケース支援の連携に際し、援助方針の違いを認識しながらも互いに修正することなく、市担当者が納得しないまま児相の援助方針を遵守する風潮がある。	⇒	・課題の解決には至っていない。市の取組としては児童家庭課職員のレベルアップと、連携強化目的にて児相での現場研修を実施したい。

③要保護児童対策地域協議会との連携　　〔マニュアル P.8 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
・児童家庭課内に要対協事務局も設置されている。連携等十分に行われている。 ・個別支援会議の開催依頼が増加傾向にある。会議で取り決めた支援方針の実施状況確認と評価を適切に行うことが必要。	⇒	・要対協ケースの進捗状況についての組織的管理に工夫が必要。

④人員配置　　〔マニュアル P.4、25～27 参照〕

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
子ども家庭支援員：2 名（内非常勤　名） ・主任主事（社福士）2 名を配置 心理担当支援員：0 名（内非常勤　名） 虐待対応専門員：2 名（内非常勤　名） ・係長級職員（社福士）2 名を配置 その他事務職員等：0 名（内非常勤　名） ＊地区担当家庭相談員（嘱託員 4 名）を中学校区毎に配置 ＊初期対応家庭相談員（嘱託員 2 名）配置	⇒	子ども家庭支援員：2 名（内非常勤　名） ・主任主事（社福士）2 名を配置 心理担当支援員：0 名（内非常勤　名） 虐待対応専門員：2 名（内非常勤　名） ・係長級職員（社福士）2 名を配置 その他事務職員等：0 名（内非常勤　名） ＊地区担当家庭相談員（嘱託員 4 名）を中学校区毎に配置 ＊初期対応家庭相談員（嘱託員 2 名）配置 ・中学校区によってケース数に偏りがある。ケース分担の工夫、相談員増員等の検討を要す。

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕

４．拠点設置の効果及びメリット

・拠点最低人員配置に基づく有資格者配置について

係長級職員・主事の配置に際し、有資格者の配置を継続する根拠となり、人事異動があっても専門性の継続が期待できること。人員配置基準が明確になったことは、組織再編等があったとしても、組織としての専門性維持につながると考える。

２．その他都道府県の取組

東京都

第１：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

１．経過（平成 29 年度～令和 2 年 3 月まで）

東京都では平成７年度から都独自に「子供家庭支援センター事業」を開始し、現在、都内６０区市町村７７箇所において、設置・運営しております。（残りの２村については、島しょのため、児童人口が非常に少なく、児童虐待防止ネットワークで対応しております）

子供家庭支援センターは、区市町村における身近な相談機関として、子供と家庭に関するあらゆる相談（虐待相談も含む）に、一義的かつ総合的に対応しており、子供家庭支援ワーカーや虐待対策ワーカーなどの専門性を有する職員が相談をはじめ、調査、指導・支援等を行っております。さらに、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、地域の関係機関との連携・調整等も担うほか、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援サービス（都独自や区市町村独自の子育て支援サービスを含む）の提供や調整も行っております。

以上のことから、国は、平成 28 年の児童福祉法改正の際に、都の子供家庭支援センターを「子ども家庭総合支援拠点」のモデルとしており、都においては、既にほぼ全ての区市町村が、子ども家庭総合支援拠点としての機能を有していると認識しております。

そのため、東京都においては、「子ども家庭総合支援拠点」の設置を目的とした説明会や研修等は行っておりません。

しかしながら、年々複雑化する子供家庭相談（虐待相談を含む）に的確に対応できる専門性の高い人材を育成するため、子供家庭支援センター、地域子育て支援拠点（子育てひろば）等、地域における子育て支援・相談業務等に係る職員を対象に、子育て支援をめぐる相談業務に必要な技術・知識の付与、意識啓発と更なる専門性の向上を目的に、子供家庭支援センター職員向けとして年２９回、地域の子育て支援機関向けとして年２回の研修を実施しております。この中では、児童相談所や様々な地域の関係機関との連携がさらに密となるよう合同での研修や、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、より困難な事例等にも対応できるよう、実践的な演習等を含む質の高い研修を行っています。

また、毎年、子供家庭支援センターの現状や課題の共有、更なる機能強化等を目指し、全区市町村の子供家庭支援センターとの意見交換も実施しております。

２．県の取組（有効であったと考えているところ）

上記１のとおり

３．県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成２９年度：３８区市町村

平成３０年度：５０区市町村

平成３１（令和元）年度：５１区市町村

４．県としてのコメント

「子ども家庭総合支援拠点」として公言するか否かの判断は、区市町村に委ねられているため、公言している拠点数は、上記３のとおりとなります。しかし、上記１のとおり、都としては、子供家庭支援センターを設置・運営している区市町村は、従前より、子ども家庭総合支援拠点としての機能を有していると認識しております。

滋賀県

第１：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

１．経過（平成 29 年度～令和 2 年 3 月まで）

子ども家庭総合支援拠点に関する研修会

実施日・会場：令和元年 10 月 21 日（月）　滋賀県庁東館７階大会議室

研修参加者：市町職員、児童相談所職員、健康福祉事務所職員　計 41 名

講師：**日本大学危機管理学部　准教授　鈴木秀洋　氏**

研修内容：「市区町村子ども家庭総合支援拠点」ついて講義

拠点設置に関する各市町の取組状況報告と質疑応答

２．県の取組（有効であったと考えているところ）

子ども家庭総合支援拠点は、物理的な場所ではなく機能の設置とされていることや、すでに県内各市町においては、拠点設置に関わらず、家庭児童相談室と母子保健部局が要保護児童対策地域協議会等で連携して対応をしていることから、具体的な「設置」のイメージがわかりづらい部分があった。

今回の研修では、スタートアップマニュアルをベースに拠点に求められる役割、具体的な運営方法、他府県の事例等について講義いただき、設置に向けた理解を深めることができたと考えている。

３．県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成 29 年 4 月現在【（0 市）】

平成 30 年 4 月現在【（４市）自治体：大津市、彦根市、長浜市、東近江市】

平成 31 年 4 月現在【（５市）自治体：大津市、彦根市、長浜市、甲賀市、東近江市】

４．県としてのコメント

市町からは、子ども家庭総合支援拠点の設置に必要な子ども家庭支援員等の確保が困難との声が多く聞かれている。県では子ども家庭支援員の資格要件を満たすための講習会の実施や、必要な情報の提供等により、2022 年度までに県内全市町において拠点が設置されるよう支援をしていくこととしている。

第２　基礎自治体の取組（第１を除く）

北海道安平町

１．自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

②面積：237.13ｋ㎡

③人口：７，８５８人（令和元年８月現在）

④児童数：１，０１１人（令和元年８月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

安平町行政組織及び職員名簿　　令和元年9月1日現在

特別職　町長　及川　秀一郎　副町長　村井　克彦　教育長　種田　直章

上段定数、下

課局名	上席課長 事務局長 教育次長	課長 事務局長 教育次長	参事	課長補佐 主任技師 主任保健師	グループ名	主幹	主査	主事・技師等
健康福祉課			池田恵司	阿部充幸	福祉グループ	小坂善朋	岡田雄一	國見啓悟(函館市派遣)
			(子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援Ｃ長)	(グループリーダー)			福原美樹	米谷直人
							田中貴憲	
					(子ども家庭総合支援拠点)	小坂善朋(兼)	福原美樹(兼)	
							田中貴憲(兼)	
				玉井晴子	健康推進グループ	辻原宏枝	関あずさ	永澤京佳
				(グループリーダー)			坂井史子	
				(保健師担当)	(子育て世代包括支援センター)	辻原宏枝(兼)	関あずさ(兼)	永澤京佳(兼)
							坂井史子(兼)	
		谷村英俊		佐藤光枝	国保・介護グループ	神谷健士郎	天野美絵	板倉孝一(再任用短時間)
				(グループリーダー)		宮浦優作		
					(早来相談C)	山口寛子	添谷育美	上杉雄也
						野村真理		杉田良子(再任用短時間)

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：平成 31 年４月】

(1)　特徴

ア　養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

平成２８年度　養護相談４　不登校相談１

平成２９年度　児童虐待相談３　ぐ犯行為等相談１　性格行動相談２　育児・しつけ相談３

平成３０年度　児童虐待相談１　性格行動相談１　不登校相談１

イ　児童虐待対応として工夫している事項　〔マニュアル P. 12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①実情の把握～保健師、こども園、小学校、中学校、高等学校、医療機関、民生委員等の児童の属する各機関より情報提供を受け、実情を把握。

②相談対応～実情の把握、対象者又は家族等からの相談に担当職員が対応。

③総合調整～相談対応を元に、各機関からの詳細確認のため、コア会議を実施。

④調査、支援及び指導等～コア会議により、児童相談所と連携を図り、支援方針の決定及び役割分担を実施。

⑤他関係機関との連携～実情の把握における協力機関と支援情報を連携し、役割分担に応じた連携支援を行う。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携　〔マニュアル P. 6～7 参照〕

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
相談に応じた保健師への協力依頼。	⇒	・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を同一課内（健康福祉課）に設置。 ・子育て世代包括支援センターにおける要支援者（発達課題のある児童、特定妊婦）の情報を共有する会議を月１回実施。

②児童相談所との連携　〔マニュアル P. 9 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・虐待相談受理後、児童相談所へ相談。 ・発達検査を主とした児童相談所の巡回相談の実施。	⇒	・虐待相談受理後、児童相談所へ相談。 ・発達検査を主とした児童相談所の巡回相談の実施。

③要保護児童対策地域協議会の活用　　〔マニュアル P.8 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・各機関の代表者を収集した「代表者会議」を年１回開催、進捗状況を報告。 ・虐待通告受理後、「実務者会議（コア会議)」を開催し、支援方針及び役割分担を決定。	⇒	・各機関の代表者を収集した「代表者会議」を年１回開催、進捗状況を報告。居所不明児童の有無について、住民基本台帳に基づき調査し、調査内容について報告。 ・虐待通告受理後、「実務者会議（コア会議)」を開催し、支援方針及び役割分担を決定。

④人員配置　　〔マニュアル P.4、25～27 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：１名（内非常勤０名） 心理担当支援員：０名（内非常勤０名） 虐待対応専門員：０名（内非常勤０名） その他事務職員等：０名（内非常勤０名）	⇒	子ども家庭支援員：１名（内非常勤０名） 心理担当支援員：１名（内非常勤０名） 虐待対応専門員：１名（内非常勤０名） その他事務職員等：０名（内非常勤０名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P.27 参照〕

無し

４．拠点設置の効果及びメリット

これまで、要保護児童対策地域協議会事務局、児童虐待相談対応は教育委員会所管にて対応してきたが、保健師との連携強化が課題であった。また、福祉的な制度活用の専門的知識の取得も課題にあり、ソーシャルワークの実践を一般事務職が対応してきた。

今回、所管を健康福祉課へ移したことで、保健師との連携強化が図られた。また、心理分野の理解の深い保育士を虐待対応専門員、心理分野の理解も深い子ども発達支援センターの言語聴覚士を心理担当職員に配置し、福祉的な制度理解のある社会福祉士も子ども家庭支援員としたことで、要保護児童に対して効果的なソーシャルワークの実践を行っている。

青森県三沢市

１．自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

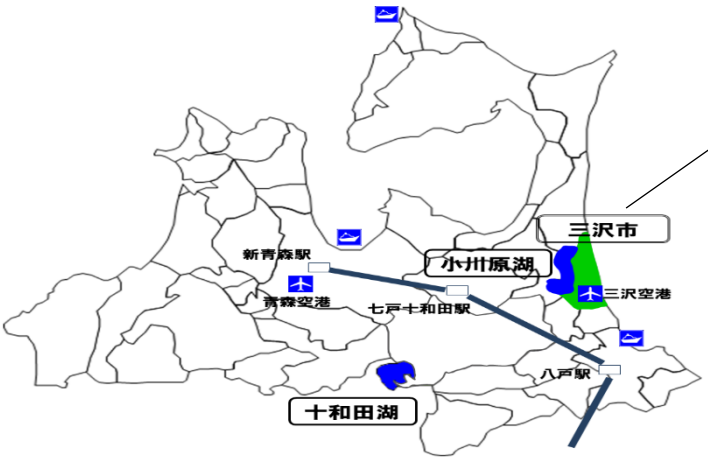

当市は青森県の南東部に位置しており、東は太平洋に面し、西は小川原湖に臨んでいる。ラムサール条約に登録された「仏沼」をはじめとする豊かな自然に恵まれ三沢米軍基地があり、米軍人や軍属及びその家族が暮らす国際都市として発展している。また航空自衛隊もあり、全国有数の航空施設がある大空のまちである。

②面積：119.87 平方キロメートル

③人口：39,743 人　　（平成３１年４月３０日現在）

④児童数：6,514 人　　（平成３１年４月３０日現在）

⑤類型（小規模等）：小規模Ａ型

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

Ｈ３１．４．１現在

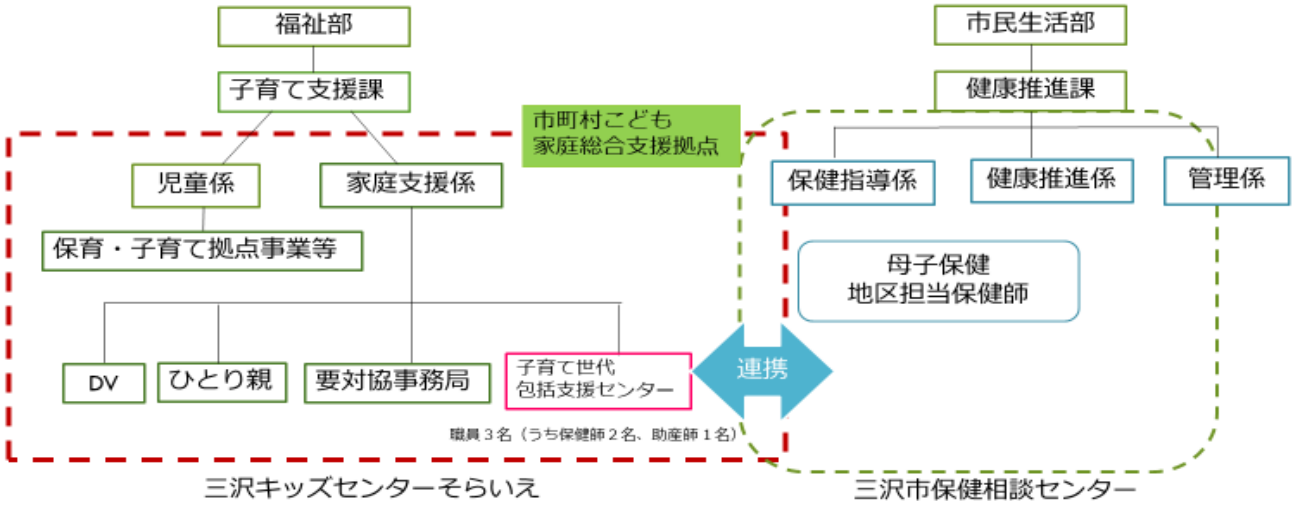

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：　平成３１年　４　月】

(1)　特徴

ア　養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

	相談件数	左記のうち虐待と判断された件数	虐待と判断された件数の内訳				児相への送致ケース
			身体的	心理的	性的	ネグレクト	
平成２７年	70 件	**5 件**	4 件	1 件	0 件	0 件	0 件
平成２８年	63 件	**14 件**	5 件	2 件	0 件	7 件	3 件
平成２９年	50 件	**11 件**	6 件	4 件	0 件	1 件	1 件
平成３０年	131 件	**69 件**	32 件	7 件	0 件	30 件	14 件

イ　児童虐待対応として工夫している事項　　〔マニュアル P. 12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

◎当市の特徴として、青森県が作成した市町村と児童相談所の機関連携対応方針に基づき、常に児童相談所と情報共有・協議しながら対応している。

① 実情の把握

・住民基本台帳の照会や所属（学校・保育所・認定こども園等）の状況を確認している。そのほかに関係課（母子保健担当課、生活福祉課、教育委員会等）に情報提供を依頼し、生育歴、生活歴、家族構成、健診の受診の有無、発達や過去の相談歴等を確認し、児童を取り巻く家庭状況を把握している。

・年 1 回、教育と福祉の効果的な連携を図る学校等訪問事業を実施し、母子保健担当課と役割分担しながら学校や保育所・認定こども園等の訪問を行い、養育面や発達面で心配な児童について把握し、児童が在籍する機関との情報共有、対応の協議を行っている。

② 相談対応

・当市は、「三沢キッズセンターそらいえ」の中に地域の子育て支援拠点、子育て世代包括支援センター、支援拠点（要保護児童対策協議会調整機関兼務）の機能があるため、妊娠期から子育て期までの総合相談窓口として、一般的な子育て相談から児童虐待に関する相談までの対応が可能となっている。遊び場や一時預かり等のスタッフが対応した相談の中で専門性が高いもの、虐待が疑われる家庭があれば、子育て世代包括支援センターや支援拠点に相談という流れができている。

・ひとり親家庭等の相談の中で児童虐待や支援が必要な家庭を把握することも多く、面接前に介入方法について支援拠点で検討し、複数の職員で対応している。

③ 総合調整

・受理会議や個別ケース検討会議の開催などやケースの状況に合わせて、母子保健担当課、教育委員会、地域、福祉事務所等と連携をとりながら会議の調整や支援方針について検討をしている。

・転入・転出時には、自治体間の連携をとりながら、情報提供や対応方法について協議し、早期に必要な支援につなげている。

④ 調査、支援及び指導等

・受理会議後、児童相談所と対応について協議の上、児童や保護者に対して訪問や聞き取り調査を

行い、保護者の子育ての困り感に対し、助言指導や必要な支援を行っている。また随時児童相談所と協議し、ケースの状況に合わせて、対応の方針を見直している。市の指導後も改善がみられない場合は、児童相談所と協議の上、ケース送致を行っている。

・支援拠点がすべて対応するのではなく、ケースの状況に合わせて、関係課との同行訪問、関係機関による調査等を依頼している場合もある。

⑤ 他関係機関との連携

・児童に発達面や行動上の問題、不登校傾向、保護者の精神疾患などから虐待や養育不全につながっている場合は、保健師と子ども家庭支援員が一緒に面接に入り、保護者の困り感を確認しながら、助言を行い、市のサービスにつなげている。

・生活困窮者については助成制度等を紹介し、必要時は、生活保護 CW につなげている。

・長期欠席等により、学校で児童の安否確認ができない場合は、支援拠点が安否確認を行い、結果を学校に伝えている。

・月 1 回の要対協実務者会議に児童相談所、保健部門、教育部門の他に今年度より新たに子育て世代包括支援センター、警察、SSW も加わり、特定妊婦や要支援児童の情報提供や要保護児童への対応について連携が円滑にできている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携　〔マニュアル P.6～7 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
・特定妊婦について、母子保健担当課が実務者会議で情報提供し、必要時、産科医療機関などを入れて個別ケース検討会議を行っている。支援拠点で把握した場合は、母子保健担当課に情報提供し、協議しながら対応している。 ・児童に発達面や行動上の問題、不登校傾向がある場合、保護者の育児負担感が強く、虐待や養育不全につながっている場合等は、保健師と子ども家庭支援員が一緒に面接に入るようにし、保護者の困り感を確認しながら、対応について助言等を行い、母子保健や子育て支援に関する市町村事業につないでいる。	⇒	・4 月に支援拠点内に母子保健業務の一部を移管し、子育て世代包括支援センターを設置した。専門職を増員し、母子健康手帳の交付や初回面接のアセスメントを強化したことで、特定妊婦について早期に把握できるようになり、母子保健と支援拠点の情報共有や一体的な対応が可能になった。 ・月 1 回の要対協実務者会議で特定妊婦の情報提供を行い、関係機関で情報共有を行っている。 ・母子保健担当課と健康管理システムを連動できるようにした結果、妊娠時の状況や健診等の経過を情報共有することが可能になり、妊娠期から子育て期までの妊産婦や乳幼児の継続的な状況の把握できるようになった。 ・学校等訪問事業で学校・保育所・認定こども園等訪問を母子保健担当課の保健師と行い、発達や養育面で心配な家庭について把握し、必要な支援につなげている。 ・早急に対応が必要なケースについて、随

		時個別ケース検討会議を開催し、対応について検討している。

②児童相談所との連携　〔マニュアル P.9 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
・市町村と児童相談所の機関連携対応方針に基づいて、児童相談所と情報の共有・協議をしながら対応している。 ・月 1 回要対協実務者会議で児童相談所や市が対応したケースについて情報の共有を行っている。	⇒	・青森県が作成した市町村と児童相談所の機関連携対応方針に基づき、常に児童相談所と情報共有・協議し、主担当機関を決め、対応している。 ・月 1 回要対協実務者会議で児童相談所や市が対応した全てのケースについて情報共有を行っている。 ・随時、個別ケース検討会議を開催し、情報共有・支援の方向性について検討している。

③要保護児童対策地域協議会の活用　〔マニュアル P.8 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
・三沢市では、支援拠点が要対協調整機関、家庭児童相談室を担っている。 ・要保護児童対策協議会設置要綱に加え、新たに三沢市子ども家庭総合支援拠点設置要綱を作成し、運営している。	⇒	・月 1 回の要対協実務者会議に児童相談所、保健部門、教育部門の他に今年度より新たに子育て世代包括支援センター、警察、SSW も加わり、特定妊婦の情報提供や対応方針ついて共有できるようになり、連携が円滑にできている。 ・困難ケースについては、要対協のネットワークを活用しながら個別ケース検討会議を随時開催している。

④人員配置　　〔マニュアル P. 4、25～27 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
子ども家庭支援員：２名（内非常勤　名） 心理担当支援員：　　名（内非常勤　名） 虐待対応専門員：　　名（内非常勤　名） その他事務職員等：　名（内非常勤　名）	⇒	子ども家庭支援員：２名（内非常勤　名） 心理担当支援員：　　名（内非常勤　名） 虐待対応専門員：　　名（内非常勤　名） その他事務職員等：　名（内非常勤　名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕

① 相談室

②-1　親子の交流スペース

②-２　乳幼児エリア

③　事務室

４．拠点設置の効果及びメリット

・支援拠点の設置により、要保護児童対策協議会、児童相談所、地域の関係機関等との連携がより一層図られ、支援方針・計画の作成、支援の一体性と連続性を確保し、連携・協働して支援を実施できている。

・子育て世代包括支援センターを併設したことにより、特定妊婦など妊娠期からの支援の一体性、連続性が確保できる。

・要保護児童対策協議会の調整機関として、ケースに応じ関係機関間の調整や協力の要請など、迅速な対応が可能となった。

・子ども子育て支援に係る窓口が一本化（ワンストップ）され、関係機関との連携はもちろん、子育て世帯のそれぞれのニーズに応じた支援の提供が可能となった。

群馬県みどり市

１．自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

②面積：208.42 ㎢

③人口：50,408 人　　（R1 年 8 月現在）

④児童数：4,008 人　　（R1 年 8 月現在）（小学生 2,614 人、中学 1,394 人）

⑤類型（小規模等）：A 型

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

みどり市保健福祉部（福祉事務所長）
- 社会福祉課（次長）
- こども課（家庭児童相談室）
  （子ども家庭総合支援拠点設置）
  ※家庭児童相談員と子ども家庭支援員は兼務
- 介護高齢課
- 健康管理課（保健センター）

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：平成 30 年 4 月　】

(1)　特徴

ア　養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

内　容	虐 待 （含疑い）	養育問題 （含 疑い）	不登校 （含登校渋り）	非 行 （含 ぐ犯）	障がい 関　係	その他	**合 計**
Ｈ３０年度 相談件数	**９６**	**２０３**	**６７**	**１９**	**２５**	**２０７**	**６１７**
Ｈ２９年度 相談件数	１３７	１８１	４４	２６	２２	１２６	５３６
Ｈ２８年度 相談件数	７０	１９６	４５	１１	２６	１６３	５１１

その他：生活相談、家庭不和、学校不信、友人関係

イ　児童虐待対応として工夫している事項　〔マニュアル P.12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

・地域の民生委員児童委員、主任児童委員とともに、保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校への定期的な訪問により、子どもの様子について情報共有しながら、実状の把握や他関係機関との連携を行い対応している。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携　〔マニュアル P.6～7 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
子育て世代包括支援センターは未設置	⇒	子育て世代包括支援センターの設置に向けて検討中

②児童相談所との連携　〔マニュアル P.9 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
児童相談所と市の役割について取り決めを交わす。 一時保護には至らない、軽度から中等度のケースについて、児相と連携しながら、市が対応を担当する。	⇒	継続中。

③要保護児童対策地域協議会の活用　　〔マニュアル P. 8 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
代表者会議と実務者会議で児童相談所や警察の講演会を実施して、虐待防止に関する資質向上を図った。	⇒	「いのち輝くとき」の DVD 購入により、実務者会議で上映し、地域での見守り活動の強化を図った。

④人員配置　　〔マニュアル P. 4、25～27 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
子ども家庭支援員：３名（内非常勤２名） 心理担当支援員：　０名（内非常勤　名） 虐待対応専門員：　０名（内非常勤　名） その他事務職員等：１名（内非常勤０名）	⇒	子ども家庭支援員：３名（内非常勤２名） 心理担当支援員：　０名（内非常勤　名） 虐待対応専門員：　０名（内非常勤　名） その他事務職員等：１名（内非常勤０名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P. 27 参照〕・写真

４．拠点設置の効果及びメリット

・国から１／２の補助金が受けられる。
・人員が 3 人体制から 4 人体制に増員になった。
・こども課の全職員（こども福祉係、子育て支援係、家庭児童相談室）がコンシェルジュとなり課内及び他課との連携をとりながら対応するようにしている。
・温かさを感じてもらえるように手作りの看板、靴箱等を設置し、拠点や交流の場の PR をしている。
・親子の交流の場を設置したことで、子どもと一緒に窓口に来ている方への相談で親子の関わりを見ながら対応することが出来るようになった。
・拠点として情報を集約することで、関係機関との連携を強化し、継続的に支援しやすくなった。
・家庭児童相談室と兼務であるが、相談件数が増加しており、相談しやすい場となっていると考えている。
・相談室は既存の各課共通の相談室で対応している。
・専門的に関わりながら対応しているが、必要に応じて、さらに心理やリハビリ等の専門機関へつなぎ、切れ目のない支援が受けられるように、より一層、意識して取り組むようにしている。
・要保護児童対策地域協議会の質の向上のため、児童相談所や警察からの講演を取り入れ、今まで以上に、虐待防止について強化を図っている。

群馬県富岡市

１．自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

②面積：122.90ｋ㎡

③人口　：48,425　　（　令和元年　９月現在）

④児童数：　7,733　　（　令和元年　９月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模Ａ型

２．自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

富岡市役所 → 健康福祉部 → こども課 → 子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室を含む）

３．支援拠点としての説明（特徴・機能）　【開設年月：　平成 31 年　4 月】

（1）　特徴

ア　養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

平成 28 年度　　相談件数　873 件（内　虐待相談　116 件）

平成 29 年度　　相談件数　683 件（内　虐待相談　162 件）

平成 30 年度　　相談件数　1596 件（内　虐待相談　400 件）

イ　児童虐待対応として工夫している事項　　〔マニュアル P. 12 参照〕

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

① 実状の把握

・住民基本台帳の確認、学校、園、保健センター等への状況確認による家族を含めた実状の把握

・チーム内での情報共有

② 相談対応

・子どもの権利保障を優先に、相談者のニーズに合った様々な支援方法を検討

・相談者が相談しやすい環境作りやそれぞれの相談者に合った関わり方をしていく

・相談には基本を２名とし、複数人数で対応している

③ 総合調整

・各関係機関の役割を理解し、情報交換等を行いながら連携する

・会議にてケースの状況に合わせた各関係機関での役割分担を決定

④ 調査、支援及び指導等

・子どもと直接会い目視で傷や痣を確認する、通告機関と可能ならば子ども本人に話を聞くなど、正確な状況を把握し、リスク判断を行う

・関係機関などから子どもの様子や家庭環境等、詳細情報を確認する

・必要に応じた地域資源の活用

・家庭訪問、来庁面談等を行いながら継続的な支援をし、状況変化にも対応していく

⑤ 他関係機関との連携

・児童相談所との情報共有やリスク判断、対応方法の確認など、密に連携していく

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携　　〔マニュアル P. 6～7 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
・こども課から、保健センターへの情報照会をかけることがほとんどであった。	⇒	・要保護児童、要支援児童、特定妊婦等の情報共有の中で、保健センターでの健診、予防接種時等において、こども課が母子に接触できる機会が増えた。 ・保健センターからこども課への情報発信が増えた。

②児童相談所との連携　〔マニュアル P.9 参照〕

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
・児童相談所からの照会等が主であった。 ・市での支援をする必要があるのかの判断が難しかった。	⇒	・情報共有が密になり、個別ケース会議、今後の支援について等の相談が出来るようになった。

③要保護児童対策地域協議会の活用　〔マニュアル P.8 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
・こども課からの情報発信が主であった。	⇒	・各機関からの情報収集、取りまとめを行い、要対協での情報共有、今後の支援について共通理解できるようになった。

④人員配置　〔マニュアル P.4、25～27 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
家庭児童相談員：　2 名（内非常勤 2 名）	⇒	家庭児童相談員：　2 名（内非常勤 2 名） 子ども家庭支援員：　2 名（内非常勤 1 名） その他事務職員等：　1 名（内非常勤 1 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等　〔マニュアル P.27 参照〕

・富岡市役所本庁　こども課内に事務室をおく
・相談室は、４～６人程度入れるスペースがあり、個別に相談を受けることが出来る。

４．拠点設置の効果及びメリット

・市内各機関との連携強化につながり、情報が入手しやすくなった。また、今後の支援についても、共通理解しながら、スムーズに行えるようになってきた。